

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 27 件 |
| 国民年金関係 | 17 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 65 件 |
| 国民年金関係 | 43 件 |
| 厚生年金関係 | 22 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 7 月に会社を退職した頃に、父親から国民年金の加入を勧められていたが、退職後しばらくの間は何も手続を行わずにいた。その後、時期は不明だが、区役所から国民年金に関する通知が届いたので、区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。その際、職員に、「過去の空白期間の納付はどうか。」と聞かれたので、納付することができる期間の国民年金保険料は全て納付する旨を伝えたところ、その場で保険料の納付書を受け取った。後日、社会保険事務所（当時）からも保険料の納付書が送られてきたので、金融機関で 5 万円ぐらいを納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員に、過去の空白期間の国民年金保険料の納付について問われたので、納付することができる期間の保険料を全て納付する意思があることを伝え、その場で受け取った納付書あるいは後日送られてきた納付書により金融機関で保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 53 年 4 月又は同年 5 月に行われたものと推認でき、その時点で申立期間は過年度納付により納付することが可能であることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金保険料として 5 万円ぐらいを納付した記憶があると述べているところ、申立期間の保険料をまとめて納付した場合の金額と

おおむね一致する上、申立期間直後の納付済みとなっている期間の保険料については、まとめて納付している期間は無いため、申立人がまとめて納付したとする保険料は、申立期間のものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間に未納は無く、口座振替及び前納により国民年金保険料を納付している期間もあることから、納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は24か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から54年3月まで

私は、昭和53年10月に、元夫と共に、元夫の実家の家業を手伝うため、その両親と同居することとなった。それから少したった同年11月頃、元夫の父親から、私の年金手帳を見せてもらい、「全部、遡って払った。」と聞いたことを憶えている。元夫の父親からは、国民年金の加入手続時期や、遡って納付した国民年金保険料の金額、納付場所、納付方法などは聞かなかった。最近になって、当時特例納付という制度が実施されていたということを知ったので、おそらく元夫の父親はその特例納付を利用して、全部、遡って保険料を納付してくれたのではないかと思う。元夫の父親は、その後も、59年5月に私が転居するまでは保険料を納付してくれていたと思う。

私は、元夫の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までについて、当該期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の元夫の父親は、36年4月から国民年金に加入し、加入期間における保険料を完納していることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続は昭和53年10月に行われていると推認され、申立人は、59年5月に転居するまでその元夫の父親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと思うと述べているところ、54年4月以降の保険料は納付済みであり、国民

年金への関心及び保険料の納付意識が高かったと考えられる申立人の元夫の父親が、53年10月に加入手続を行いながら、54年3月まで保険料を納付せず、同年4月から保険料の納付を開始したと考えるのは不自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和49年2月から53年9月までについて、申立人は、その元夫の父親から、同年11月頃、国民年金保険料を、「全部、遡って払った。」と聞いた記憶があったところ、最近になって、その当時に特例納付制度が実施されていたことを知ったので、申立人の元夫の父親は、当該特例納付を利用して、「全部、遡って払った。」と申立人に教えた時点で、当該期間の保険料を全部遡って納付してくれていたのではないかと述べている。確かに、同年11月当時、第3回特例納付は実施されていたが、申立人は当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料の納付を行ったとされる申立人の元夫の父親は既に他界していることに加え、申立人の希望により、その元夫からの聞き取りは行っていないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、通常、特例納付が行われた場合、納付期間、納付日、納付金額等が国民年金被保険者台帳に記録され、さらに当該台帳を特殊台帳として保存することとされていたが、申立人について特殊台帳は存在せず、申立人が昭和53年10月から59年4月にかけて居住した市及び町の国民年金被保険者名簿でも、特例納付が行われたことをうかがわせる記載は見当たらないことに加え、両方の被保険者名簿で、申立人の国民年金の資格取得日が53年10月1日とされていることを考え合わせると、申立人が、その元夫の父親から、国民年金保険料を「全部、遡って払った。」と聞いたとすることのみをもって、申立人の元夫の父親が、申立期間のうち、49年2月から53年9月までの保険料を特例納付により納付したとまで考えることは難しい。

さらに、申立人の元夫の父親が、申立期間のうち、昭和49年2月から53年9月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年1月まで

私は、会社を退職したため、平成2年8月頃に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、郵便局又は銀行で納付書により1か月ごと又は2か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職したため、平成2年8月頃に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載状況やオンライン記録では、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録が、後から追加された形跡は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、同年同月頃に行われたものと推認できる。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行い、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金に対する意識及び納付意欲は高かったものと認められ、その申立人が、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間後に申立人が再び国民年金の被保険者資格を取得した時期の記録は、平成4年7月に、同年4月から同年1月に訂正されていることが、オンライン記録により確認でき、同年同月から同年3月までの国民年金保険料は、同年7月以降に納付されたものと推認され、仮に、同年同月の時点で、申立期間の保険料が未納であったとすると、申立期間は、保険料を遡

って納付することが可能な期間であることから、申立人が、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

私は、20歳になった頃、当時住んでいたA区の区役所で、国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後、国民年金保険料は、B市内に住んでいる母親が、当初は、毎月、同市内の銀行の窓口で、その後は、父親名義の銀行口座から、口座振替により、納付してくれていた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失に伴う国民年金への切替手続も適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間であり、申立人は、当該期間の前後の期間の国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高かった申立人が、途中の申立期間の保険料を、その前後の期間と同様に納付していたとしても、特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年10月までの期間及び38年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から同年10月まで
② 昭和38年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年頃に国民年金に加入し、私が、集落の会長を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。37年頃に転居してからは、私が、自宅に来た集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃に国民年金に加入し、申立人が、集落の会長を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた、また、37年頃に転居してからは、申立人が、自宅に来た集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金制度発足前の35年10月に国民年金の加入手続を行っていることが、申立人の特殊台帳により確認できる上、申立期間①及び②を除き、36年4月から60歳に到達するまでの32年以上にわたる期間の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、その申立人が、7か月及び3か月とそれぞれ短期間である申立期間①及び②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②の間の期間である昭和37年11月及び同年12月の国民年金保険料の納付記録が、平成22年7月に追加されていることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、同じ年度内である申立期間

①及び②の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 36 年頃に国民年金に加入し、私が、集落の会長を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。37 年に転居してからは、私が、自宅に来た集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年頃に国民年金に加入し、その妻が、集落の会長を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた、また、37 年に転居してからは、その妻が、自宅に来た集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その妻は、i) 国民年金制度発足前の 35 年 10 月に国民年金の加入手続を行っていることが、その妻の特殊台帳により確認できる上、10 か月の未納期間を除き、36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの 32 年以上にわたる期間の保険料を全て納付していること、ii) 申立期間を除き、申立人の同年同月から 60 歳に到達するまでの 30 年以上にわたる期間の保険料は全て納付済みとされていることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、その妻が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間中の昭和 37 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料は、納付済みとされていることが、申立人の被保険者名簿により確認できる上、そ

の妻の当該期間の保険料の納付記録が、平成 22 年 7 月に追加されていることが、その妻のオンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

前の夫と別れ実家に戻ると母親から国民年金に加入するよう勧められ、加入手続をした。申立期間当時は子供が小さく、生活は大変だったが国民年金保険料は、働いていたので手持ちのある時に 1 か月分、2 か月分とかを実家近くの複数の銀行で私が納めた。保険料は一月当たり 6,000 円ぐらいだったと思う。昭和 60 年 4 月以降に納めた保険料の領収書は保管しているが、同年同月より前に納めた銀行の領収書は見当たらないが、確かに保険料を納めてきたので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ってから、申立期間を除き、290 か月以上の国民年金の加入期間中に国民年金保険料の未納が無い上、オンライン記録では、国民年金第 3 号被保険者への種別変更手続及び保険料の免除の申請手続を複数回適切に行っていることが確認できるなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 60 年 1 月と推認でき、その時点では、申立期間は、過年度納付することが可能な期間であり、実際、当該期間の直前の 58 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、過年度納付されていることが国民年金被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立期間直前の期間の国民年金保険料を過年度納付していた納付意識の高い申立人が 1 回、かつ 9 か月と短期間である申立期間の保険料を納

付していたものと考えても、特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の母親は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時に、私の父親と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、父親が、夫婦二人分を一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の次女が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時に、その夫と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、夫が、夫婦二人分を一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 2 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、加入手続を行っていないながら、加入当初の当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人が申立期間当時居住していた区によると、昭和 37 年 5 月から 38 年 6 月までの間、集金人に過年度保険料を納付することが可能であったとしていることから、申立期間の国民年金保険料を集金人に過年度納付により納付することも可能であった。

さらに、申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、60 歳に到達するまで、申立期間を除いて国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は 12 か月と短期

間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月
② 平成11年10月から13年3月まで

申立期間①について、私は、平成9年3月に会社を退職した後、A区役所で国民年金の加入手続を行った。11年10月に結婚を契機に同年同月にB市へ転居するまで、派遣職員として収入を得ながら、自分で国民年金保険料を納付していた。保険料は、1冊の束になっていた納付書で、自宅近くの郵便局等、複数の金融機関で納付していたのにもかかわらず、申立期間①が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、私は、平成14年1月頃に、国民年金第3号被保険者への変更手続を行うために、C市役所に出向いた時に、窓口の担当者から、国民年金保険料の未納期間があると言われ、それまで未納となっていた期間の保険料として約20万円を一括で納付した。同市役所の窓口の担当者に、これで未納期間は無くなりましたと言われて安心していましたが、申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の納付書は1冊の束になっていたと述べているところ、A区役所は、当該期間当時の納付書はバラバラにならないように1冊の束になっていたとしていることから、申立人の主張と一致する上、申立人は、1か月ごとに納付書で、自宅近くの郵便局等、複数の金融機関で保険料を納付していたと述べているところ、オンライン記録により、申立期間の前後の期間の保険料はおおむね1か月ごとに納付していることが確認できることから申立人の主張には信憑性^{びよう}がう

かがえる。

また、申立人は、平成9年4月に国民年金に加入した後、11年10月の結婚を契機にB市に転居するまでの期間において、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化はみられないことから、途中の申立期間の保険料のみ未納とされているのは不自然である上、申立期間①は1か月と短期間であり、9年4月に国民年金に加入以降、11年10月の結婚を契機にB市に転居するまでの期間において保険料の未納は無い。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、平成14年1月頃に、C市役所の窓口で未納だった国民年金保険料をまとめて納付したと述べているが、当時の当該市役所の窓口では、保険料の未納がある被保険者に対して、保険料を納付することを積極的に案内していたが、被保険者から申し出が無い場合は、当該市に転入する以前についての未納分の保険料を納付するよう促すことは難しいとしている。

また、戸籍謄本の附票により、申立人は、平成13年4月2日付けでB市からC市に転入しており、申立期間②はB市に在住していることが確認でき、B市は、国民年金被保険者受付台帳に申立人の氏名は無く、当該市において国民年金の加入手続は行っていないと考えられ、国民年金の加入手続を行っていない者には納付書の発行は行っていないとしている。

さらに、申立人は、C市役所の窓口で未納だった国民年金保険料をまとめて納付したと述べているところ、申立人が、納付したとする保険料額は、実際に平成11年10月から13年12月までの保険料を納付した場合の金額と相違している上、オンライン記録により、申立期間②直後の同年4月から同年12月までの保険料を14年1月31日に納付していることが確認できることから、申立人がまとめて納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年6月まで
時期は定かではないが、妻が、私及び妻の国民年金の加入手続を行ったはずである。

その後、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を私の預金口座から口座振替により一緒に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、その妻が、申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の預金口座から口座振替により一緒に納付していたはずであると主張しているところ、申立期間を除き、昭和51年4月から申立人が60歳に到達するまでの34年以上にわたる期間の保険料は全て納付済みとされている上、その妻は、同年同月後の35年以上にわたる国民年金加入期間中の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、その手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその妻の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和52年5月頃であると推認でき、その妻が、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初である申立期間の国民年金保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である上、申立期間のその妻の保険料は納付済みとされていることから、その妻が、申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6437

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 4 月に就職した勤務先が、厚生年金保険の未適用事業所であったため、同年同月以降に区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際に、20 歳到達時から未納になっていた国民年金保険料について、納付することができるか区役所の職員に確認したところ、遡ってまとめて納付することができるかと教わったため、後日送付されてきた納付書により郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月以降に区役所で国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時から未納になっていた国民年金保険料を、後日送付されてきた納付書により郵便局で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の該当届出の処理日から、同年 10 月と推認でき、その時点において、申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が保険料を納付したとする郵便局は当時実在し、過年度保険料の収納事務を行っていたことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同居していたとするその母親は、「当時、娘（申立人）から、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を 20 歳まで遡って納付したと聞いた。」旨、証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は 7 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月及び同年5月の国民年金保険料並びに同年同月、平成8年2月及び同年3月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月及び同年5月
② 平成8年1月から同年3月まで

私は、結婚する直前の昭和37年7月頃、区役所の支所で国民年金の加入手続きを行った。申立期間①については、自宅に来ていた集金人に付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、33年を経た平成21年10月になって昭和51年5月の付加保険料の400円を還付するという還付請求書が郵送されてきた。私は確かに付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたのに、今頃になって400円を還付するという通知がきたことを不快に思っている。

申立期間②については、平成8年1月頃、付加年金の再加入の手続きを行い、納付書又は口座振替により付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。

申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和51年4月及び同年5月の定額保険料について、申立人は、集金人に2か月ごとに納付していたと主張しているところ、申立人の居住していた区では、当時2か月に1回の周期で集金人が保険料を徴収していたことが確認でき、申立内容と一致する。

また、申立人は、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料を集金人へ納付したと主張しているところ、申立人が付加年金に加入したのは、オンライン記録、被保険者名簿及び特殊台帳から昭和51年5月であること

が確認できる上、申立人は、同年同月の付加保険料の領収書を所持している。

さらに、申立期間②のうち、平成8年2月及び同年3月について、申立人は、当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付書又は口座振替により納付したと主張しているところ、申立人が付加年金に再加入したのは、オンライン記録及び被保険者名簿から同年2月であることが確認できる。

加えて、申立人は、平成8年1月から同年3月までの定額保険料の領収書を所持しているところ、オンライン記録では第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が行われたのは付加年金の加入手続を行った時期の同年2月であることが確認できることから、その時点で付加保険料の納付書が発行されたと考えるのが自然であり、付加年金の加入手続を行いながら加入当初の付加保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間①及び②を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金への任意加入、付加年金への加入及び口座振替を行っている期間もみられることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①のうち昭和51年4月及び申立期間②のうち平成8年1月については、オンライン記録、被保険者名簿及び特殊台帳から、申立人が付加年金に加入及び再加入したのは、昭和51年5月及び平成8年2月であることがそれぞれ確認できることから、申立期間①のうち昭和51年4月及び申立期間②のうち平成8年1月はそれぞれ付加年金の加入前であり、付加保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①のうち昭和51年4月の付加保険料及び申立期間②のうち平成8年1月の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月及び同年5月の国民年金保険料並びに同年同月、平成8年2月及び同年3月の付加保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私は、大阪万博が開催されていたとき、A市で、当時居住していた社宅の友人に勧められ、国民年金に加入し直した^{おぼ}憶えがある。国民年金保険料は、集金人に納付しており、集金人は町内会の人で、社宅に住んでいた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替制度を利用して納付している期間や付加保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの期間について、申立人の夫は、申立人が、大阪万博が開催されていたとき、A市で国民年金に加入し直したと述べているが、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の異動日欄に「45年06月23日」と記載されていることから、45年6月に、申立人が、同市で、自身の国民年金の転入手続を行ったと考えることができ、大阪万博が開催されていたとき、A市で国民年金に加入し直したとする申立内容と一致している。申立人が転入手続を行ったと考えられる時期において、申立人の夫が述べる方法で納付することができるのは、現年度である同年4月以降の国民年金保険料であり、申立人の夫は、申立人が同市に転居したのは同年同月であるとしていることも踏まえると、

納付意識の高かった申立人が、申立期間のうち、同年同月から 47 年 3 月までの保険料については、納付していたと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月までの期間について、上記 1 のとおり、申立人の国民年金に係る A 市への転入手続時期と考えられる同年 6 月の時点においては、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することとなり、制度上、集金人に納付することはできない上、申立人の夫は、申立人が同市に転居したのは同年 4 月であり、それより前の期間は別の自治体に居住していたとしていることから、当該期間の保険料を同市において納付することは困難であったと考えられる。

また、国民年金に加入し直し、国民年金保険料を納付していたとする申立人は既に他界している上、申立人の夫は、申立人の A 市への転居後の国民年金に係る手続については具体的に述べているものの、転居前の期間については国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思うと述べるにとどまり、具体的な主張は無く、転居前の期間である昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月までの保険料の納付状況は不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月から 48 年 8 月まで
② 昭和 52 年 3 月から 54 年 3 月まで

私は、詳しい時期や場所については分からないが、申立期間①当時に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

申立期間①の国民年金保険料については、私が、郵便局又は銀行で納付書により私、父親及び母親の 3 人分を一緒に 1 年分まとめて納付していた。

昭和 51 年 7 月に会社を退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続については、いつ、どこで、誰が行ったか憶えていないが、同年 10 月頃からは、母親が、郵便局又は銀行で納付書により私、母親及び妹の 3 人分の国民年金保険料を一緒に 1 年分まとめて納付していたはずである。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 51 年 7 月に会社を退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続については、いつ、どこで、誰が行ったか憶えていないが、同年 10 月頃からは、その母親が、郵便局又は銀行で納付書により申立人、その母親及び妹の 3 人分の国民年金保険料を一緒に 1 年分まとめて納付していたはずであると主張しているところ、申立人の還付整理簿には、国民年金の被保険者資格喪失により、申立期間②当初の 52 年 3 月の保険料が、54 年 9 月に還付された旨の記載があるが、申立人が所持する年金手帳、申立人の年度別納付状況リスト及びオンライン記録には、52 年 3 月に、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記録は無く、当該期間は国民

年金の被保険者期間とされている上、当該期間の保険料を還付すべき事由が見当たらないことから、当該期間は、保険料が納付されていたにもかかわらず、誤って還付手続が行われたものと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの期間について、申立期間②当時に、申立人、その母親及び妹の 3 人分の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度発足前の 35 年 10 月に国民年金の被保険者資格を取得し、60 歳に到達するまでの保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

さらに、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月頃に払い出されており、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期である同年 9 月から申立期間②直前の 52 年 2 月までの国民年金保険料は納付済みとされていること、ii) 申立期間②直後の 54 年 4 月から、申立人が 60 歳に到達するまでの保険料は全て納付済みとされていること、iii) 申立期間②の申立人の母親及び妹の保険料は全て納付済みとされていること、iv) 前述のとおり、申立期間②のうち 52 年 3 月の保険料は納付されていたものと認められることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人の母親が、申立期間②のうち同年 4 月から 54 年 3 月までの保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、詳しい時期や場所については分からないが、申立期間①当時に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は、既に亡くなっていることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人は、継続して同一区内に居住しているとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、申立人が、郵便局又は銀行で納付書により申立人、その父親及び母親の 3 人分を一緒に 1 年分まとめて納付していたと主張しているが、申立人の年度別納付状況リストでは、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 51 年 9 月とされており、オンライン記録でも、申立人が、申立期間①当時に、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6441 (事案 6031 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
④ 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 51 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、前回、昭和 41 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金の定額保険料及び同年 4 月から 47 年 3 月までの定額保険料と付加保険料の納付について申立てを行った。

その結果、国民年金の定額保険料は、全て納付していたものと認められたが、付加保険料は、私の国民年金手帳に昭和 48 年 5 月に「所得比例保険料を納付する者となる申出」をしたと記載があり、それより前に付加保険料を納付することはできないとして、認められなかった。その際、付加年金制度は 45 年 10 月から導入されたと説明を受けた。

私は、私の国民年金手帳は後から作り替えられたものだと思うし、平成 14 年頃、社会保険事務所（当時）の職員から、「付加年金制度は昭和 40 年頃から始まっていた。」と聞いたことがあったことを思い出した。その職員から聞き取り調査を行い、そのような説明をしたと証言が得られれば、私の主張が正しいと認めてもらえるのではないかと。

私は、昭和 41 年 1 月に国民年金の加入手続を行った翌月に付加保険料を納付する申出をし、国民年金の定額保険料と一緒に欠かさず付加保険料も納付し続けていた。54 年 12 月から居住した A 市でのみ、しばらく付加保険料を納付しなかった時期はあるかもしれない。その辺りを含めて、再度調査し審議を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、当該期間に後続する昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの付加保険料は、申立人が所持している当該期間に係る納入通知書（兼領収証書）に同年 7 月 27 日の領収印があり、当該領収金額は当時の国民年金の定額保険料額と付加保険料額の合計金額であることから、平成 23 年 11 月に未納から納付済みへ記録の訂正が行われており、当該期間当時の行政機関の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、前述の納入通知書（兼領収証書）は、申立人が、昭和 51 年 9 月まで居住していた市で発行されていることから、申立人には申立期間④に係る納入通知書も同市で発行されていたと考えるのが自然で、当該期間の前後の期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付している申立人が、納入通知書が発行されていたにもかかわらず、3 か月と短期間である申立期間④の付加保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

2 一方、申立期間のうち、申立期間①、②及び③について、申立人は、前回の申立てで、昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月まで（今回の申立期間②）の付加保険料を納付していたと述べていたものを、今回の申立てでは、これに申立期間①及び③を加え、41 年 2 月から 48 年 3 月まで付加保険料の未納は無いはずであるとした。

申立期間②については、前回の申立てにおいて、付加年金制度が開始されたのは昭和 45 年 10 月である上、申立人の所持する国民年金手帳に、申立人が 48 年 5 月 7 日に「所得比例保険料を納付する者となる申出」を行ったことをうかがわせる記載があることなどから、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできないとされ、この当委員会の決定は、既に平成 23 年 8 月 31 日付けで通知が行われている。

申立人は、上記当委員会の決定に対して、「昭和 48 年 5 月 7 日に『所得比例保険料を納付する者となる申出』をしたとされている国民年金手帳は後から作り替えられたものである。」、「平成 14 年頃、社会保険事務所で付加年金制度は昭和 40 年頃から始まっていたと聞いたことを思い出した。」などと述べ、付加年金制度が開始された 45 年 10 月前であっても、付加保険料を納付することはできたはずであると主張している。しかし、付加年金制度の開始時期について、申立人が、どこでどのような説明を受けたかにかかわらず、制度上、同年同月前に付加保険料を納付することはできない上、申立人の所持する国民年金手帳が後から作り替えられたことをうかがわせる形跡は見当たらず、現に 48 年 4 月から付加保険料が納付済みとされていることからみても、申立人は、自身の所持する国民年金手帳の記載どおり、同年 5 月に「所得比例保険料を納付する者となる申出」をし、同年 4 月から付加保険料を納付したと考えるのが合理的である。この

ように、申立期間②に係る今回の申立ては、委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立期間①及び③は、同年3月以前の期間であり、申立期間②と同じ理由により、申立人は申立期間①及び③の付加保険料を納付することができない。

また、申立期間⑤について、申立人は、当該期間は前回の申立てに含めるのを失念していたとした上で、昭和54年12月から59年8月にかけて居住したA市で、しばらく付加保険料を納付しなかった期間があるかもしれないが、その他の期間については、付加保険料を納付しなかったことは無いと思うので、よく調べてもらえれば分かるはずだと述べている。

申立人は、申立期間⑤において6つの市に居住し、全ての市で申立人の国民年金被保険者名簿が作成されている。このうち、申立人が付加保険料をしばらく納付しなかったことがあったかもしれないとしているA市の被保険者名簿で、申立人が一旦「所得比例保険料（又は付加保険料）の納付をする者でなくなる申出」をした後、再度「所得比例保険料（又は付加保険料）の納付をする者となる申出」をしたことをうかがわせる記載は見当たらず、申立人の主張とは一致していないことに加え、複数の市の被保険者名簿に、国民年金の定額保険料が遡って納付されたことをうかがわせる記載があり、付加保険料は、定額保険料を納期限内に納付する場合にのみ納付できることから、申立人には付加保険料を納付することができない期間があったと考えられ、継続して付加保険料を納付していたとする申立人の主張とも相違している。

さらに、申立期間⑤は102か月と長期間に及んでおり、国民年金の定額保険料と付加保険料が納付されていたにもかかわらず、6つの市全てにおいて、延べ102か月の付加保険料のみ未納とするような記録管理の誤りが生じたとは考えにくく、申立人が昭和59年9月以降居住した市の国民年金被保険者名簿及び申立人が同市居住中に再交付されたと考えられる年金手帳に「所得比例用 60. 4. 24」の押印並びに記載があること、オンライン記録で60年4月から付加保険料が納付済みとされていることを考え合わせると、申立人は、申立期間⑤においては、59年9月以降居住した市で、60年4月に所得比例保険料（付加保険料）を納付する者となる申出を行い、同年同月から付加保険料を納付したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び⑤の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6442

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月及び同年3月

私は、昭和58年10月頃、区役所支所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、2か月分ずつ保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、区役所支所において国民年金の加入手続を行い、2か月分ずつ保険料を納付していたと主張しているところ、同区役所支所で国民年金の加入手続が可能であったことが確認できる上、オンラインの納付記録では、納付済期間の大半が2か月分ずつ納付されていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立期間の前の期間の国民年金保険料は現年度納付していることが確認でき、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料は全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和57年10月から58年3月まで
④ 昭和59年2月から60年3月まで

私は、昭和36年4月頃、将来のことを考えて、当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金の加入手続を行った後、国民年金保険料をどのように納付していたか、詳しいことは憶えていないが、保険料を納付すると、国民年金手帳に横長の領収書のようなものを貼り付けていたことは憶えている。

また、昭和39年*月に第一子を出産し、その後仕事を休んでいたため収入が無く、しばらく国民年金保険料を納付していなかったが、保険料を納付するよう催促され、未納分をまとめて納付したことを憶えている。

その後、妹から付加年金について教えられたので、すぐに手続を行い、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料も納付するようになった。毎年、4月に送付された納付書の納期限どおりに、定額保険料と付加保険料と一緒に近隣の郵便局又は金融機関で納付していた。時々納期限を過ぎて納付したこともあったが、次の年の4月に新しい納付書が来るまでには、必ず納付を済ませていたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料並びに申立期間③及び④の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和39年*月に第一子を出産した後、

しばらく国民年金保険料を納付していなかったところ、納付を催促され、それに従い未納分をまとめて納付したことを憶えていると述べている。確かに、申立人が主張するように、申立人の特殊台帳において、当該期間の前後の期間である、41年4月から43年9月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の保険料が、過年度納付されたことをうかがわせる記載が確認できるほか、申立期間②後、申立人は約30年近く国民年金に加入し、加入期間における保険料の未納が無く、付加保険料についても20年以上納付するなど、国民年金への関心及び保険料の納付意欲は高かったと考えられ、そのような申立人が、申立期間②の前後の期間の保険料を過年度納付しながら、6か月と短期間である当該期間の保険料を未納のまま放置したとは考えにくい。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和36年4月頃国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年9月に払い出されており、加入手続時期についての申立人の主張とは一致しない上、申立人が36年4月当時居住していた区で、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、当該期間の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料をどのように納付したか詳しく憶えていないとしていることに加え、申立人が述べている当該期間当時の保険料の収納方法と、当該期間当時、実際に行われていた保険料の収納方法とは一致せず、保険料の納付状況が不明である。

さらに、前で述べたように、申立人の特殊台帳には、昭和41年4月以後の国民年金保険料が遡って納付されたことをうかがわせる記載はあるものの、申立人の主張は、36年4月当時から保険料を納付していたとするものであり、申立人が申立期間①の保険料も遡って納付したと考えることは難しい。

加えて、申立期間③及び④について、申立人は、国民年金の定額保険料と付加保険料は、一緒に納付書で納期限内に納付しており、定額保険料を納付していながら、このような短期間、僅か月額400円の付加保険料のみ未納にしたとは考えられないと述べている。しかし、申立期間③の定額保険料は特殊台帳で、申立期間④の定額保険料はオンライン記録で、それぞれ納期限後に遡って納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は、定額保険料を納期限内に納付する場合にのみ納付することができることとされていることから、申立期間③及び④の定額保険料を遡って納付した申立人は、当該期間の付加保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

その上、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料並びに申立期間

③及び④の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料並びに申立期間③及び④の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7404

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年9月20日から同年12月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年9月20日であると認められることから、当該期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月20日から同年12月1日まで
② 昭和57年9月1日から58年8月1日まで
③ 昭和60年5月1日から61年10月1日まで

申立期間①について、私は、A社に昭和18年10月1日に入社した2日後から20年8月の終戦まで軍務に就き、同年9月20日に同社C工場に復職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年12月1日となっているので、資格取得日に係る記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③について、D社（現在は、E社）での給与額は、前職のF社（現在は、B社）退職時（標準報酬月額は、41万円）と同額を支給することを条件に入社し、退職まで給与額に変更が無かったにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、申立期間②及び③における標準報酬月額がほかの期間より低額となっている。給与振込額が分かる預金通帳を提出するので、標準報酬月額を41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、F社発行の在職証明書により、申立人が当該期間においてA社C工場に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社C工場に係る資格取得日は昭和20年12月1日とされている。

しかしながら、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日は日付が不鮮明であるものの、昭和20年1月と記載されており、事業主が申立人の資格取得日を同年12月1

日と届け出たとは考え難い。

また、申立人がA社C工場において資格を取得する直前に被保険者であった同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和20年9月20日と記載されており、当該資格喪失日は申立人から提出された同社発行の復職命令に記載されている復職日と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年9月20日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る上記被保険者名簿の記録から、150円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、申立人は、D社での給与額について、前職のF社退職時と同等の給与額を支給される条件で入社し、退職まで給与額に変動が無かったにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額が低額となっているのはおかしいと主張している。

しかしながら、申立人から提出された預金通帳で確認できる給与振込額は、申立期間②（標準報酬月額28万円と記録）と申立期間②に続く期間（標準報酬月額41万円と記録）を比較すると、申立期間②の方が平均額で2万6,000円高く、申立期間③においても申立期間②と同様の傾向が認められることから、給与支給額に変動が無かったとは言い難い上、E社は、「当時の賃金台帳は保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、D社が加入していたG厚生年金基金の記録を管理している企業年金連合会は、「当時、D社から基金及び社会保険事務所（当時）への届出は、複写式の届出用紙を使用していた。」と回答しているところ、同連合会から提出された加入員記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立人がD社に勤務した全期間において、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認しても、当該期間における申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間②及び③において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和41年4月1日から42年7月15日までの期間について、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月2日から37年3月1日まで
② 昭和37年3月26日から40年12月1日まで
③ 昭和41年4月1日から42年7月15日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、私は、申立期間①から③までA社及びB社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険が脱退手当金として支給済みであることを知った。申立期間当時、私は脱退手当金制度を知らなかったため、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無い。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者期間を合算した65か月をその支給の対象とし、申立人の資格喪失日から約4か月後の昭和42年11月27日に支給決定されたことになっている。

しかしながら、申立人の脱退手当金支給額は、法定支給額と大幅に相違しており、申立期間①から③までの合算額がその支給対象となっているとは考え難い。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の申立期間②に係る欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示及び当該手続に伴う整理番号が記載されているところ、申立期間③に係る欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことをうかがわせる記載は確認できない。

さらに、申立人の脱退手当金支給額について、申立期間①及び②のみをその支給対象として計算した金額は、法定支給額とほぼ近い金額になるこ

とから、申立人の脱退手当金は、申立期間③が含まれていなかったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

一方、申立期間①及び②について、当時、脱退手当金の受給要件は、被保険者期間が 24 か月以上とされていたところ、申立人が最初に勤務した A 社における厚生年金保険被保険者期間（5 か月）のみでは脱退手当金の受給資格が無いことから、申立人の脱退手当金は、申立人が同社を退職した後に勤務した B 社における被保険者期間（45 か月）と併せて支給されたと考えられる上、申立期間②に係る上記被保険者名簿の「脱」表示の記載等からも一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年9月の標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、4万8,000円であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年7月1日から51年6月1日まで
私は、昭和38年7月1日から51年5月31日までA社（後に、B社）に勤務していた。当時は高度経済成長期で世の中全てが右肩上がりだった時代なのに、こんなに低い標準報酬月額であったはずがないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年9月の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、4万8,000円と記載されていることが確認でき、事業主が社会保険事務所に届け出た同年9月の標準報酬月額は、4万8,000円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和38年7月から45年8月までの期間及び同年10月から51年5月までの期間の標準報酬月額については、申立人は、「A社及びB社の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。」として、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、申立人は、当該期間における給与明細書を所持していないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社及びB社の当該期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の保険料控除について聴取することができない上、同社は平成9年に厚

生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時、社会保険事務を行っていたとする同僚は、「A社の最初の頃から昭和 44 年頃まで、標準報酬月額の基本給のみから算出しており、届出及び保険料控除も基本給から算出した額で行っていた。」と供述しているほか、A社及びB社の事業所別被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無い。

加えて、オンライン記録上、B社は、平成9年2月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の賃金台帳等は確認できない上、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年6月1日から同年10月17日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月1日から37年10月17日まで
私は、A社に勤務していた知人の紹介で同社に入社することになった。その際、社長に切りの良い月初めから入社するように言われ、同社には、昭和36年11月1日から44年3月10日までの期間、勤務していたと記憶している。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月から同年10月16日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の同僚は、「A社には3か月程度の試用期間があり、当該期間経過後に社会保険に加入させてもらった。」と供述しているところ、複数の社会保険事務担当者は、「同社では、3か月程度の試用期間を設けていた時期もあったが、試用期間経過後に、厚生年金保険に加入させない従業員はいなかった。従業員の業務内容によって異なる取扱いをするなどはしていなかった。」と述べていることから、申立期間当時の同社では、入社から一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたこ

とがうかがえる。

さらに、前述の複数の同僚から、A社における入社日を聴取したところ、それぞれ近接した時期に入社したと記憶する者の厚生年金保険被保険者資格取得日が同日であることから、同社では、近接した時期に入社した者を、一定期間経過後の特定日にまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた状況がうかがえる。

加えて、申立人が、A社に入社した時期が昭和37年3月と認められるところ、申立人が同時期に入社したと記憶している複数の同僚及びこの時期に入社したと述べている複数の同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年6月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月1日から同年10月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、元代表取締役は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和36年11月1日から37年6月1日までの期間について、申立人は、A社に勤務していた知人の紹介で、同社に36年11月1日に入社したと主張しているが、オンライン記録によると、この知人が、同社に勤務する直前の事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、37年1月24日であり、申立人が主張する入社日には、この知人は、当該事業所の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人が、自身と同時期に入社したかもしれないと記憶している同僚は、「私の入社日は、昭和37年3月28日である。」と証言している。

さらに、前述のとおり、申立人のA社における入社時期は、昭和37年3月であったと認められるものの、同社では、この時期に入社した者を、同年6月1日にまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた状況がうかがえる。

このほか、A社は既に解散しており、元代表取締役も同社に係る資料は

無いとしていることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和55年3月1日から同年9月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和55年9月21日から56年3月2日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年3月2日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年9月は14万2,000円、同年10月から56年2月までは16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月1日から同年9月21日まで
② 昭和55年9月21日から56年3月2日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低い金額になっている。また、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、厚生年金保険料を控除されていたはずである。同社の給与明細書を提出するので、申立期間①の記録を訂正し、申立期間②については厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したA社の給与明細書から、昭和55年3月から同年8月までは14万2,000円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社にお

ける当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、14万2,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年3月1日より後の同年4月2日の受付で、8万円に減額訂正処理されており、同社の被保険者15名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、このように遡及して減額訂正処理する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間②について、A社及びB社の両社に勤務した複数の同僚は、「当該期間はA社に継続して勤務しており、期間が途切れること無くB社に切り替わった。その期間には、申立人も一緒に勤務していた。」と述べている。

また、申立人が提出したA社の給与明細書から、当該期間は、同社において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年3月1日より後の同年4月2日の受付で、遡って55年9月21日と記録されており、同社の被保険者19名についても、同様の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年3月1日において、同社は法人事業所であったことが確認できる上、当該喪失処理前の記録により、同社は、同日以降も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められることから、社会保険事務所が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和55年9月21日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録であるとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、B社において資格を取得した日である56年3月2日であると認められる。

なお、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る当該喪失処理前の記録から、昭和55年9月は14万2,000円、同年10月から56年2月までは16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和25年8月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を6,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和24年12月1日にA社に就職し、61年に同社がB社と合併した後も平成元年6月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和25年8月1日に被保険者の資格を喪失し、同年9月1日に同資格を再取得となっており、被保険者期間が1か月間欠落している。

企業内転勤で厚生年金保険被保険者期間に欠落は無いはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人の人事記録、申立人がB社から入手した退職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年8月1日に、同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年9月の社会保険事務所（当時）の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を10年10月から11年3月までは18万円、同年4月から同年9月までは28万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成11年10月1日から12年3月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の平成11年10月から12年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から12年3月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤めていた平成10年10月1日から12年2月29日までの期間は、25万円以上の給与を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額が12万6,000円で記録されていることに納得がいかないため、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、当該期間のうち10年10月から11年3月までは18万円、同年4月から同年8月までは28万円と記録されていたが、同年9月3日付けで、同年4月から同年8月までを18万円に訂正され、その後、同年9月6日付けで、遡って10年10月から11年8月までの標準報酬

月額を 12 万 6,000 円に訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、複数の同僚においても、申立人と同様に標準報酬月額を遡及して訂正する処理がなされていることが確認できる。

さらに、申立人の取引銀行から提出された普通預金取引推移一覧表により、当該期間において、毎月 21 万円以上の給与が振り込まれていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 9 月 3 日付け及び同年 9 月 6 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該二度にわたる遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 10 年 10 月から 11 年 3 月までは 18 万円、同年 4 月から同年 9 月までは 28 万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間のうち、平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 3 月 1 日までの期間について、上記普通預金取引推移一覧表から、申立人の給与振込口座に毎月 22 万円以上の給与が振り込まれていることが確認できる上、当該金額は、10 年 10 月から 11 年 9 月までに振り込まれた金額とほぼ同額であることが確認できる。

また、同僚が所持する当該期間の給与支払明細書から控除されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額 11 万 8,000 円を上回る 28 万円に基づく額であり、当該保険料控除額は、平成 10 年 9 月から変更が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人の A 社における遡及訂正処理前の平成 11 年 9 月の社会保険事務所の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 7411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間に同社B事業所から同社C事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同社の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同期入社と同僚が、「申立人を含む同期10名は、昭和31年4月1日付けでA社B事業所から同社C事業所に異動した。」と供述していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和31年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭

和 31 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和34年7月15日に、同社C支店における同資格の取得日に係る記録を同年12月1日に、それぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月15日から同年8月1日まで
② 昭和34年12月1日から35年1月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、平成10年6月末日まで継続して勤務していた。年金受給の手続をした際に、同社B支店に転勤となった昭和34年7月と、その後、同社C支店に転勤となった同年12月の厚生年金保険の記録が無いことが判明した。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人及び事業主から提出されたA社職員カードから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和34年7月15日に同社D支店から同社B支店に、同年12月に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年8月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C支店における35年1月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を38万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 7 日

A社に勤務していた時の平成17年12月分の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。年俸制だったため、必ず夏、冬の賞与支給はあった。給与振込口座の普通預金通帳を提出するので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

A社が提出した平成17年12月度賞与総括一覧表から、申立人が申立期間において40万円の賞与の支給を受け、標準賞与額38万1,000円に見合う厚生年金保険料(2万7,160円)を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与総括一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額から、38万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から平成元年 9 月まで

私は、昭和 60 年頃、国民年金保険料を納付していなかったが、妻が、引っ越してきた 61 年頃に、妻から、保険料を納付するように言われたため、保険料の納付について、区役所か社会保険事務所（当時）で相談した。

その際に、「何年分かの国民年金保険料を遡って納付すれば大丈夫。」と言われたため、その旨を了解し、今後納付する分と、遡って納付する分の 2 種類の納付書を受け取り、それぞれの保険料を、銀行か郵便局で納付していた。

私の国民年金保険料については、妻が、国民年金の加入手続後の分と、遡った分とを、それぞれ 1 か月ずつ納付しており、遡って納付した保険料は、2 年ぐらいの期間であったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年頃、申立期間の始期に居住していた区で、国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、同手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は、平成 3 年 4 月に行われたものと推認され、現に、申立人が今までに受け取った唯一の年金手帳とするその手帳の住所欄には、申立人が同年同月 24 日に加入手続を行ったことを示すと考えられる「3. 4. 24」と押印されている上、最初に国民年金の加入手続を行った際に記入される同手帳の同欄には、戸籍の附票上、申立人が元年 11 月以降に居住開始した住所が記入されており、申立内容と一致しない。

また、申立人は、その妻が、国民年金の加入手続を行った昭和 61 年頃から、その時期以降の国民年金保険料と、遡った保険料とを、毎月一緒に納付していたとしている。その方法により、申立期間の保険料を納付するためには、当該時期において、平成 3 年 4 月の加入手続により付与された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、上述のとおり、申立人自身も、今までに受け取ったことがある年金手帳は 1 冊であるとしており、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。ちなみに、申立人は、その妻が、約 2 年分の保険料を遡って納付したとしており、オンライン記録によると、概ね申立人の主張のとおり、申立期間直後の元年 10 月から 3 年 3 月までの保険料は過年度納付され、そのほとんどの期間については、現年度保険料と同一日に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和 60 年*月*日」と書かれているため、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から59年12月まで

私が20歳になった昭和54年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、私の信用金庫の預金口座に入金して、口座振替により納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和54年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、62年4月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が、申立人の信用金庫の預金口座に入金して、口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、上記のとおり、申立期間当時に、申立人の国民年金の加入手続が行われていたとは推認できない上、申立人が預金口座を開設していたとする信用金庫に照会した結果、申立期間当時に、申立人の預金口座は開設されていなかったことが確認できることから、その母親が、口座振替により申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、8年4月から同年8月までの保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から7年2月まで
② 平成8年4月から同年8月まで

私の国民年金の加入手続は、母親が行ったと思うが、母親は、国民年金保険料の免除の申請手続を行ったこと以外は憶えていないようだ。

申立期間①の国民年金保険料については、主に母親が納付し、私もたまに納付したように思うが、いつ、どこで、どのように納付したか具体的な記憶は無い。

申立期間②については、申立期間①と同様に国民年金保険料を納付したか、全額免除の申請を行ったかどうかである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、国民年金の加入手続はその母親が行い、申立期間の国民年金保険料についても、申立人は、たまに納付しただけであり、いつ、どこで、どのように納付したか定かではないと述べていた。その後、申立期間①の保険料について、当委員会から、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達時点で国民年金の被保険者資格を取得した被保険者の資格取得月から、平成9年1月と推認されること、同年同月の時点で、当該期間のうち、6年12月から7年2月までの保険料は遡って納付することが可能であったことについて説明を受けると、申立人は、加入手続を行った時点で納付可能な期間の保険料を納付

しているはずだと述べ、その主張は変遷していることに加え、その母親も、保険料免除の申請手続を行った憶えはあるとするものの、当該手続について具体的な記憶は無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付については憶えていないとするなど、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録では、平成9年4月に、申立期間①直後の7年3月から8年3月までの国民年金保険料が遡ってまとめて納付されているが、仮に申立人が主張しているように、9年1月に6年12月から7年2月までの保険料を納付したのであれば、加入手続と同時に3か月のみ保険料を遡って納付し、その3か月後に改めて13か月の保険料を遡って納付したこととなるが、申立人からは、そのような納付が行われたことをうかがわせる具体的な説明は無く、申立人の主張からは、9年4月前に保険料が納付されたとの心証を形成することは難しい。

さらに、平成9年1月と推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間①のうち、6年3月から同年11月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を納付したか、免除の申請を行ったかどうかであると述べており、当該期間の保険料の納付又は免除に関する記憶が曖昧である。ちなみに、オンライン記録では、平成10年6月に、過年度保険料の納付書が発行されていることが確認でき、申立人が主張するように、当該期間の保険料が免除されていた場合、当該期間について納付書が発行されることはなく、当該期間の保険料が免除されていたとは考えられないほか、申立人は、同年4月に就職した後に保険料を遡って納付したとは主張しておらず、当該納付書が発行されている記録をもって申立人が当該期間の保険料を納付したと考えることも難しい。

その上、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたこと、及び申立期間②の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から10年3月まで

私は、平成10年3月頃、就職が決まっていた会社から年金手帳を提出するように言われたため、市役所に電話し、年金手帳をもらうべく国民年金に加入したと思うが、国民年金保険料の納付義務が発生すると考えていたので、申請免除の手続について聞いたところ、係の人から学生ならアルバイトをして保険料を払うように言われた。後日、いつ頃か記憶に無いが市役所の年金窓口で保険料を最低2か月分、2万円程度を納付したところ、窓口の職員に、「ちゃんと払って偉いね。」と言われたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年3月頃に市役所の年金窓口で国民年金保険料を最低2か月分、2万円程度を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いと述べている上、納付した保険料がいつの期間のものであるか不明であり、少なくとも納付したとする2か月分の保険料についても、いつ頃納付したか分からないと述べるなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述を行った結果でも、

申立期間の保険料を納付したという心証を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年3月まで

私は、20歳になった平成6年*月頃、親に勧められて、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、加入当初より、毎月、口座振替で納付していた。私は、申立期間の保険料を納付するためのお金は、常に私の口座に準備していたはずなのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成6年*月頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の基礎年金番号は、申立人に付与された厚生年金保険の記号番号を基に9年1月に付番され、その後、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を、11年10月に初めて取得しており、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間の国民年金保険料を、口座振替で納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、当該期間の国民年金第1号被保険者の被保険者資格記録については、平成11年11月に、被保険者資格の取得及び喪失の追加処理が行われていることが確認できることから、申立期間当時、国民年金の加入手続はなされておらず、当該期間は、未加入期間であり、同処理のなされた時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。このため、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料の口座振替契約を締結していたとする金融機関の預金口座の取引記録から、申立期間の保険料は引き落とされていない

いことが確認でき、申立人には、当該期間の保険料を納付書により納付した主張も無いなど、ほかの方法で納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から8年8月まで

私は、平成5年4月に会社を退職した。退職後に社会保険に加入しないでいると医療費が高くなると聞かされたので、社会保険に加入したと思うが、社会保険の加入手続及びその費用の納付については、夫が行っていたので私には分からない。ただ、申立期間当時、夫は国民健康保険被保険者証を使って病院にかかっていたことは確かなので、夫が国民健康保険に加入して国民健康保険料を納付していたことは間違いない。健康保険に加入していた夫は国民年金にも加入していたと思うし、私についても夫は国民健康保険と国民年金に加入する手続を行い保険料を納付していたと思う。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に国民年金に加入していたと思う理由として、その夫が国民健康保険に加入していたことは確かで、国民健康保険に加入していたのであれば国民年金にも加入していたと思うし、申立人の夫が国民健康保険と国民年金に加入していたのであれば、申立人についても、国民健康保険と国民年金に加入する手続を行い、その費用も負担していたと思う、と述べるにとどまり、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料を納付していたとされるその夫は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の所持する年金手帳には、申立人が申立期間に国民年金の

被保険者とされていたことをうかがわせる記載は見当たらず、申立人が平成元年4月以降居住した市で、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていないか確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、オンライン記録でも当該期間は未加入とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から7年2月まで

私は、平成6年2月末日に会社を退職し、しばらく国民年金の加入手続を行っていなかったため、市役所から加入するように通知が届いた。再就職後の7年3月から8年2月頃までの間に、市役所で加入手続を行い、窓口で未納だった国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、再就職した平成7年3月から8年2月頃までの間に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて窓口で納付したと主張しているが、申立人の国民年金被保険者資格は10年2月に申立期間まで遡って取得していることがオンライン記録から確認でき、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金の記録が基礎年金番号によって作成されていること、及び申立期間の被保険者記録が未加入から未納へと追加訂正されていることから、平成10年2月頃に行われたものと推認され、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の始期から加入手続時期を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6421

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 2 月まで

私は、昭和 47 年 4 月に就職した際、勤務先が厚生年金保険の未適用事業所であったため、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、勤務先周辺の金融機関で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月に就職した際、勤務先が厚生年金保険の未適用事業所であったため、国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、勤務先周辺の金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付金額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は昭和 52 年 5 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまでに交付された年金手帳は 1 冊のみであるとしている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年1月までの期間及び同年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年1月まで
② 昭和56年4月から61年3月まで

私は、昭和48年2月に結婚し、同年6月に会社を退職したが、国民年金の加入手続を行っていなかったため、時期は分からないが、義父が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、義父が、私及び夫の二人分を一緒に納付してくれたはずであり、当該期間の夫の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は分からないが、その義父が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと主張しているところ、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和61年6月から同年7月頃までの間であると推認され、その時点では、申立期間①及び申立期間②の過半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月に、A町で払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間①から当該手帳記号番号の払出時期を通じてA町に居住しており、A町において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月から同年

3月頃までの間に、B区で払い出されていることが確認できるが、i) 申立人が所持する当該手帳記号番号が記載された国民年金手帳には、43年11月の国民年金被保険者の資格取得の記録及びB区の住所しか記載されておらず、その後の同資格の喪失及び取得の記録やA町の住所は記載されていないこと、ii) 当該手帳記号番号に係る同年同月から45年3月までの国民年金保険料の納付記録は、平成16年7月に、申立人の二つ目の手帳記号番号に係る納付記録に統合されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の義父が、申立期間①及び②当時に、申立人の最初の手帳記号番号により、保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人自身は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとするその義父は、既に亡くなっていることから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、専門学校を卒業し、昭和 57 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同年同月から 60 年 7 月まで居住していた市では、納付金額の記憶は無いが金融機関で数箇月分ごとの保険料を納付書で納付していた。同年 8 月に転居した際には、住民票の転入手続と同時に国民年金の手続も行い、保険料については、納付金額の記憶が無いが口座振替で納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、専門学校を卒業し、昭和 57 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から 62 年 7 月又は同年 8 月に行われたと推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、平成 2 年 6 月に昭和 62 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日に訂正されていることから、その時点まで申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和 60 年 8 月に他区へ転居したときから、国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、戸籍の附票では同区への転居は確認できず、国民年金の加入手続及び保険料の納付は、

住民票のある市区町村において行うことから、同区に住民票が無い申立人が、口座振替により保険料を納付したとする主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から7年10月まで

私は、平成5年4月に、勤務先を退職後、再就職したが、その会社は厚生年金保険が適用されない会社であったため、国民年金に切り替えるべきであったものの、その手続を怠っていた。

平成7年11月に転職後、資金に余裕ができたため、8年1月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、その翌週ぐらいに、過去の24か月分の国民年金保険料をまとめて1回納付し、その手続後の保険料は、定期的に納付していた。

私は、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年1月頃、国民年金の加入手続を行い、その翌週ぐらいに、過去の24か月分の国民年金保険料をまとめて納付し、これまでまとめて納付したのは、その1回のみであると述べている。しかし、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿及び保険料の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続時期は、9年4月頃と推認されることに加え、保険料の納付状況についても、オンライン記録によると、同年12月10日に過年度保険料の納付書が発行されており、その5日後に、その時点で遡って納付することができる7年11月から9年3月までの17か月分の保険料を納付していることが確認できるため、仮に、申立人が、申立期間の保険料もまとめて納付したとした場合には、納付したのは1回のみとする主張とは異なり、その回数は複数回になるなど、申立内容と相違している。

また、上記納付書が発行された平成9年12月は、同年1月の基礎年金番号

の導入後の時期であり、同番号に基づき、国民年金に係る事務の電算化が図られていた状況下において、同事務処理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年6月まで

私が20歳になった昭和49年*月に、私の母親が私の国民年金の加入手続を区役所で行った。その際、年金手帳が発行されたかは憶^{おぼ}えていないが、私は、現在2冊の年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、母親が納付書により金融機関で納付していたが、母親は、保険料の納付場所及び納付金額等の記憶は無いと言っている。私は母親から、私が20歳になった時に国民年金の加入手続を行ったことを何度も聞いたことを憶^{おぼ}えており、母親は自身の保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年*月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52年10月と推認され、加入手続時期についての主張とは一致していないことに加え、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付したとされるその母親からは詳細を確認することができないため、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳で、前述した加入手続時点である昭和52年10月に、申立期間直後の50年7月から52年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、当該時点において、申立期間の保険料は時

効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、大学を卒業した昭和 45 年 4 月頃、実家の同居人に勧められ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その時点で、加入手続前の国民年金保険料を遡って納付したい旨を申し出たが、窓口の担当者に、「これから払えば期間を十分満たすので、遡る必要は無い。」と言われ、同年同月からの加入とし、そのときからの保険料を納付することとした。

国民年金保険料の納付は同居人が行い、領収書を受け取っていたが、私の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に、国民年金の加入手続日が記入されていたので、安心して、領収書を破棄してしまった。

その後、昭和 51 年 4 月に区役所の出張所で、付加保険料を納付するための手続を行い、その時点からの納付記録は残っているが、それより前の納付記録が消えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月に区役所の出張所で、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、51 年 4 月に行われたものと推認され、申立内容と一致しない。ちなみに、申立人が所持しているオレンジ色の年金手帳は、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする 45 年当時には使用されておらず、49 年 11 月以降に使用されたものである。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 51 年 4 月時点において、申立期間の過半は時効により、国民年金保険料を納付することがで

きない期間であり、消滅時効にかかわらず遡って過年度納付により、保険料を納付することができる期間が一部認められるものの、申立人は、後からまとめて納付したことは無いとしている。このため、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に、昭和45年4月1日と記入されていることから、その頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと述べているが、その日付は、国民年金の加入手続き時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡って記入されることから、国民年金の加入手続きの時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から平成5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から平成5年9月まで

私は、20歳になった昭和58年*月に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、定期的に郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和58年*月に市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、定期的に郵便局で納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、昭和58年*月となっているものの、申立人の基礎年金番号は、平成9年3月に付番されていることがオンライン記録により確認できることから、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は127か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を、同一の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月及び同年7月

私の妻は、平成7年8月に区役所で国民年金第3号被保険者の該当届出を行った。その際に私も、国民年金の加入手続を行い、持参した年金手帳に国民年金手帳記号番号が記載された。国民年金保険料については、加入手続を行った際に、未納となっている保険料を遡って納付することができると説明されたので、その場で4,000円から5,000円ぐらいを現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年8月に区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に未納となっていた国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、加入手続を行った場所についての主張を変遷させている上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額と大きく乖離^{かい}していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の該当届出の処理日から、平成8年7月又は同年8月と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成8年7月又は同年8月の時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできないことから、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳は1冊のみであるとしている上、申立人に別の手帳記号

番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から54年3月まで

私は、母親に勧められて、会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料は母親が納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は既に死亡していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和48年6月30日の会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、54年4月と推認でき、申立内容と合致せず、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続が行われたと推認される時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和54年4月時点においては、第3回特例納付の実施期間であり、申立期間の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付により保険料を納付することが可能であるが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続後に交付された年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の手帳であり、この年金手帳以外の手帳を交付された記憶は無いと述べているが、オレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月から

使用が開始されたもので、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする48年7月には使用されていなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から平成 3 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から平成 3 年 11 月まで

私が 20 歳になった時に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。どのように、いくら納付したかは聞いておらず、領収書も無いが、私は一人っ子であるし、父親は非常に几帳面な性格であったので、申立期間について、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 58 年*月に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人が居住する区の国民年金被保険者名簿から平成 5 年 11 月であることが確認でき、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた直後の平成 6 年 1 月に、3 年 12 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるところ、その時点においては、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人は、年金手帳に「初めて被保険者となった日」が、昭和 58 年*月*日と記載されていることを根拠に、同年同月から国民年金保険料を

納付していたと主張しているが、この国民年金の初めて被保険者となった日は、保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の強制加入期間の初日まで遡ることから、保険料納付の開始時期を特定するものではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6431

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間当時、私は大学生であったため、国民年金の強制加入期間ではなかったが、父親が市役所の窓口で加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

父親は、学生だった時に祖母が国民年金の保険料を納めていてくれたことから、父親も、娘の私のために、強制加入期間ではないことを知りながら、国民年金の加入手続をしたと言っている。

父親は、申立期間当時、収入は安定しており経済的にも余裕があったので、私の国民年金保険料を納付していないことなど有り得ないと言っていることから、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和 62 年 9 月に国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人が所持する年金手帳には、その手帳の年号の欄に「平成」の文字が印刷されていることから、平成元年以降に作成されたものであり、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、第 3 号被保険者として平成 8 年 11 月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されている上、その時点の住所が記載されており、当該期間までは国民年金には加入していなかった期間と考えられることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、自身の所持する年金手帳の「国民年金の記録」の欄に「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」の日付が明記されていることをもって、その期間について国民年金の加入手続を行い、国民年

金保険料を納付していたと主張している。しかし、年金手帳に記載された被保険者資格の取得及び喪失の記録は、国民年金に加入すべき期間が記載されるものであり、被保険者が実際にその時期に国民年金の加入及び喪失の手続を行ったこと並びに保険料の納付の有無を示すものではない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

その上、申立人は、所持している年金手帳は1冊だけであると述べており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 56 年 6 月まで

私は、20 歳になった昭和 55 年*月に私の母親が私の国民年金の加入手続を社会保険事務所（当時）かA区役所で行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 55 年*月に社会保険事務所かA区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続時期についての記憶は定かではない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 58 年 8 月 16 日から同年同月 30 日までの間に行われたと推認でき、その時点まで申立期間は未加入期間であり、かつ加入手続時点において当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であることから、申立人の主張とは一致しない。そのため、申立人が、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要がある。申立人は、申立期間当時、事情により、B市に居住していたことがあると述べているが、B市で申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当らず、その形跡も無いことに加え、改製原戸籍の附票でも、申立人がA区以外に住民登録していた事実が確認できないことから、申立人がA区以外で国民年金に加入し、保険料を賦課されたとは考えにくい。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和 55 年*月*日と記載されていることを根拠に、同年同月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、この国民年金の被保険者となった日は、保険料の納付の有無にかかわらず、法律の規定に基づき最初に国民年金に加入すべき日が、国民年金の被保険者資格取得日として年金手帳に記載されることから、保険料の納付の開始時期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月まで

私が退職した昭和 54 年 3 月頃に、職場の担当者から、その当時は、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付することができる時期であると説明を受け、母親にも勧められたので、同年 4 月から同年 6 月頃までの間に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、私が、同年 4 月から同年 6 月頃までの間に、集金人に現金で約 30 万円を遡って一括して納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月から同年 6 月頃までの間に、区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、55 年 9 月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、その時期は、申立期間の保険料を遡って一括して納付することができる特例納付制度は実施されていない時期である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 11 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと主張する 54 年 4 月頃から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 54 年 4 月であることが、申立人の所持する年金手帳及び被保険者名簿により確認でき、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していた形跡は

見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6434 (事案 2273、4925 及び 5918 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 50 年 3 月までの期間及び平成 8 年 10 月から 10 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月から 50 年 3 月まで
② 平成 8 年 10 月から 10 年 8 月まで

私は、これまでに 3 回、第三者委員会に申立てを行った。最初の申立ての際、一部の期間については記録の訂正が認められたが、昭和 42 年 12 月から 50 年 3 月までの期間及び平成 8 年 10 月から 10 年 8 月までの期間の記録の訂正は、依然として認められず納得がいかない。

今回、申立期間の国民年金保険料を納付することができる資力を有していたことを示す資料等が新たに見付かったので、4 回目の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、これまで 3 回、申立期間②については、これまで 2 回申立てを行っている。しかし、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、第 3 回特例納付によるしかないところ、申立人には当該特例納付を行った具体的な記憶が定かではないこと、申立期間②については、国民年金の任意の未加入期間とされているところ、申立人には、任意加入の手続を行った記憶が無いこと、及び口頭意見陳述を行い、申立人から聴取しても、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したとの心証を得るまでには至らず、2 回目及び 3 回目の申立ての際、「新たな資料・情報」として提出された資料及び証言者の証言からも当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 23 日付け、22 年 12 月 22 日付け及び 23 年 8 月 3 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することができる資力を有していたことを示す資料が新たに見付かったとして、銀行預金口座の記録、固定資産税及び都市計画税の領収証書等を提出した。しかし、当該資料は、申立期間以外の期間のものであるなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる資料とまでは認められない。また、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付する資力の有無にかかわらず、申立人は当該期間の保険料を納付することはできない。

このように、今回の申立ては、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6435 (事案 2272、4926 及び 5917 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月まで

私は、これまでに 3 回、第三者委員会に申立てを行った。最初の申立ての際、一部の期間については記録の訂正が認められたが、昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月までの期間の記録の訂正は、依然として認められず納得がいかない。

今回、私の夫が申立期間の国民年金保険料を納付することができる資力を有していたことを示す資料等が新たに見付かったので、4 回目の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで 3 回申立てを行っている。しかし、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、第 3 回特例納付によるしかないところ、当該期間の保険料を納付したとするその夫には当該特例納付を行った具体的な記憶が定かではなく、口頭意見陳述を行い、申立人の夫から聴取しても、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したとの心証を得るまでには至らず、2 回目及び 3 回目の申立ての際、「新たな資料・情報」として提出された資料及び証言者の証言からも当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 23 日付け、22 年 12 月 22 日付け及び 23 年 8 月 3 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料を納付することができる資力を有していたことを示す資料が新たに見付かったとして、銀行預金口座の記録、固定資産税及び都市計画税の領収証書等を提出した。

しかし、当該資料は、当該期間以外の期間のものであるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる資料とまでは認められない。

このように、今回の申立ては、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6444 (事案 3487 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は、前回、昭和36年4月に、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うと申し立てた。しかし、同市には、私が国民年金の加入手続を行った記録も、保険料を納付した記録も無いとの回答であった。私は、37年に転居しているので、転居後の区の年金記録を改めて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てで、昭和36年4月から40年3月までの期間を申し立てたところ、このうち、同年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は同年同月頃、国民年金の加入手続を行ったと推認でき、加入手続を行いながら、その時点で納付することが可能であった僅か3か月である当該期間の保険料を納付しなかったとは考えにくいとされ、当該期間の記録の訂正が必要であるとされた。一方、当該期間を除く前回の申立期間については、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、国民年金の未加入期間と考えられる上、申立人が述べている当該期間当時の保険料の納付方法が当時の納付方法と一致せず、当該期間の保険料の納付状況が不明であることなどの理由から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとされた。これら当委員会の決定は、既に平成22年3月31日付けで通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、昭和37年に転居しているので、それ以前に居住した市に申立人が国民年金の加入手続を行った記録及び申立期間の

国民年金保険料を納付した記録が無いのであれば、転居後に居住した区の記録を調べてほしいと述べている。しかし、当委員会では、既に前回の申立ての際、申立人が 36 年当時居住したとする市及び 37 年に転居したとする転居後の区の双方について十分に調査を行っており、その結果、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、40 年 3 月頃であり、申立人は申立期間において国民年金には未加入で、保険料を納付することはできなかつたと判断している。今回の申立ては、委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から51年3月まで

結婚した昭和45年12月頃に、私の夫が、A市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。加入手続後の国民年金保険料については、私が、自治会の組長さん宅に夫婦二人分の保険料を持参して、定期的に納付していたと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月頃に、その夫がA市役所で、国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で、その後転居したB市に払い出された手帳記号番号であり、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、51年11月頃と推認され、申立人が述べる国民年金の加入手続の時期及び場所と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、自治会の組長宅に夫婦二人分の保険料を持参して、送られてきた納付書により、現金で納付していたと述べているが、当該期間の始期以前から昭和47年3月まで、A市では、印紙による保険料の収納が行われ、納付書による保険料の収納は行われていなかったことに加え、申立人は、保険料の納付金額や納付周期等についても憶^{おぼ}えていないとしているなど、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和51年

11月の時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、過年度納付により、遡って保険料を納付することが可能な期間が一部認められるものの、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。このことから、申立期間の保険料を、納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成2年3月まで

私は、早くから家業を継ぐことを決めていたので、20歳になった時に、既に国民年金に加入していた両親から勧められ、国民年金に加入した。国民年金の加入手続は、母親が町役場で行った。申立期間の国民年金保険料は、昭和63年11月に転居するまでは、私の両親が、毎月自宅に集金に来ていた自治組織の役員に納付した。転居後は、保険料をどのように納付したか定かではない。私は、申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和62年*月、その母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、平成2年5月に払い出されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の記号番号が払い出されていないか調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、申立人の主張とは一致していない。

また、申立人は、平成2年4月に、国民年金保険料を口座振替により納付する手続を行った際、現在所持する年金手帳が交付され、これまでに交付された年金手帳は当該手帳だけであると述べているところ、当該手帳には、申立人が同年同月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得している記載があることに加え、オンライン記録でも、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は同一であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であると考えるのが自然であるほか、昭和62年*月に申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親も、加入手続の際、年金手帳が交付された記憶は無いと述

べており、同年同月に、申立人の国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする申立人の両親は、昭和 63 年 10 月までは、集金人に自分たち及び申立人の保険料を納付していたことは憶えているとするものの具体的な記憶は無く、同年 11 月以降の保険料の納付については記憶が定かではないとするなど、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、仮に申立人が主張しているように、62 年*月に国民年金に加入し国民年金手帳記号番号が付与され、継続して保険料を納付していたのであれば、平成 2 年 5 月に改めて別の手帳記号番号が付与されたこととなるが、そのような特殊な事情が存在したとも考え難い。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に就職したことを契機に区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後に、現在所持している年金手帳と国民年金保険料の納付書が届いた。保険料については、区役所から送付されてきた納付書により金融機関で納付していた。加入当初の保険料額は、月額 5,000 円ぐらいだったと記憶している。年金手帳に「初めて被保険者となった日」が同年同月 1 日と記載されており、この時期に国民年金に加入し、保険料の納付を開始したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、61 年 3 月又は同年 4 月と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 61 年 3 月又は同年 4 月の時点において、申立期間のうち一部の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳は 1 冊のみであるとしている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和 57 年

4月1日と記載されていることから、この時期に国民年金に加入し、年金手帳が交付され、同年同月から国民年金保険料の納付を開始したはずであると主張しているが、この国民年金の初めて被保険者となった日は、保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の強制加入期間の初日まで遡ることから、保険料納付の開始時期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年1月まで

私は、申立期間当時は大学生であり、実家から離れて一人暮らしをしていたが、住民票は実家のままであった。国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、実家の母親が行ってくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、その母親が行っていたと主張しており、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、「申立人の保険料については、初めの頃は、本人が将来払えばよいと思っていたが、まとめて払うのは金額が大きくなってしまい大変であるし、まだ学生で収入が無いことから、その期間の保険料は親の責任で納付してあげようと思い、20歳を過ぎてから国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を納付した。」と証言しているが、加入手続の時期及び遡って保険料を納付した期間や金額については記憶していないとしていることから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及びその弟の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の厚生年金保険の資格喪失日などから、申立人及びその弟の国民年金の加入手続は平成7年1月以降に行われたと推認でき、遡って国民年金保険料を納付することが可能な申立期間直後の、5年2月から6年3月までの保険料を7年3月に過年度納付していることから、申立期間は時効により保険料を納付することができなかったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、20歳の頃から手帳記号番号が払い出されるまで住民票を異動しておらず、同一の住所地で別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年3月までの期間、同年5月から7年8月までの期間、8年7月から同年8月までの期間、同年11月から9年3月までの期間、13年4月から同年10月までの期間、14年2月及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月から6年3月まで
② 平成6年5月から7年8月まで
③ 平成8年7月から同年8月まで
④ 平成8年11月から9年3月まで
⑤ 平成13年4月から同年10月まで
⑥ 平成14年2月
⑦ 平成14年4月から同年6月まで

申立期間①について、私は20歳の誕生日の前日に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、窓口で国民年金保険料を納付し年金手帳を受け取ったが、保険料額は記憶していない。

申立期間②について、平成6年以降に転居先の区役所で住所変更手続きをする際に、20歳の時に発行された年金手帳を提出したが、その手帳では記録確認ができないと言われて、新しい年金番号が印字されたシールを貼られた手帳を渡された。その手帳が20歳の時の手帳かは不明である。その際に、数箇月分の国民年金保険料を窓口で納付した記憶があるが、どの月の保険料かは不明であり保険料額も記憶していない。また、厚生年金保険被保険者となる8年4月前に、転居先の区役所で住所変更手続きを行い、未納と指摘された箇所については、窓口かその場で作成された納付書で納付した記憶があるが、保険料額は記憶していない。

申立期間③及び④について、平成8年7月及び同年11月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを区役所で行った。その際にも、

未納があると指摘されれば窓口か、その場で作成してもらった納付書で国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間⑤、⑥及び⑦について、平成14年4月以降に学生納付特例の申請のため、区役所で過去の未納分の国民年金保険料は全て納付する旨申し出て窓口で納付したか、納付書を作成してもらい当日納付した。納付した期間及び保険料額は記憶していない。

また、申立期間①から⑦までの間には、第三者委員会の調査員から、口座振替で国民年金保険料を振替されていた時期もあったと指摘されたが、振替できる資力が口座に用意されていたか曖昧な点も多く、残高不足により保険料を振替できなかった月の保険料もあったと思う。しかし、その時は、後日、自宅に送付された納付書によって、金融機関で納付したはずである。

国民年金保険料については、区役所の窓口で納付書に現金を添えて、又は自宅に届いた納付書により金融機関で納付した記憶もあり、申立期間①から⑦までの保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間⑤、⑥、⑦について、平成12年1月に会社員の夫と結婚したが、会社を退職した同年8月以降に第3号被保険者の加入手続を行っていなかったため、23年に第3号特例納付制度で12年9月から20年10月までの期間が、第3号被保険者として資格記録が追加された。追加される前に納付していた国民年金保険料は一部しか還付されていないので、当該期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人は20歳の誕生日の前日に区役所で国民年金の加入手続を行い、窓口で保険料を納付して年金手帳を受け取ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の加入手続時期及び国民年金手帳記号番号払出簿から平成6年9月と推認でき、申立人の主張と一致しない上、加入手続時点まで申立期間①は、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、口座振替により納付された平成8年4月の国民年金保険料が厚生年金保険加入期間と重複していたことにより、申立期間②直前の6年4月の保険料として充当されているが、充当処理は未納期間に対してなされることから、充当されている同年同月の保険料を除いてその前後の期間のみを納付したとする主張は不自然であり、申立人名義の預金口座の入出金記録でも、当該充当に伴う

保険料の差額が還付により入金されていることから、申立期間②の保険料について、納付済みであったものと推認することは難しい上、充当の事務処理においても不自然な点はうかがえない。

さらに、申立人が平成8年3月に転居後の区役所で住所変更手続を行った形跡は残っているものの、申立期間②当時の国民年金保険料の納付状況は不明であり、申立人の主張のみをもって申立期間②の保険料が納付されていたと認めることは難しい上、申立期間②後の保険料については、国民年金被保険者収滞納一覧表とオンライン記録に口座振替されている記録があり、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が平成6年の転居後の区役所で住所変更手続の際に、新しい年金番号のシールが貼られた年金手帳を渡されたかもしれないと述べているが、社会保険庁（当時）では、年金手帳と年金番号が記載されたシールを一緒に区役所に渡して、加入手続の際に新しい手帳にシールを貼ったものを被保険者に渡すようにしており、別の年金番号の上にシールを貼って以前の年金番号を消すことは行っていない上、既に年金手帳を所持している被保険者に対して、更に新しい年金手帳を渡すようなことも行っていない。

2 申立期間③及び④について、申立人は、平成8年7月及び同年11月の退職後に、それぞれ区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べているが、オンライン記録では同年9月の国民年金の資格喪失処理及び同年11月の国民年金の資格取得処理は、19年8月に行われており、申立期間当時に切替手続を行ったとする申立人の主張と一致しない。

3 申立期間⑤、⑥及び⑦について、平成14年4月以降に学生納付特例を申請するために訪問した区役所で、過去の未納分の国民年金保険料について全て納付する旨の申出を行い、窓口で納付したか、納付書を作成してもらい当日納付したと主張しているが、申立人の学生納付特例の申請手続が行われたのは同年8月であることに加え、同年4月以降は区役所では、制度上、保険料を納付することができないことから申立内容と一致しない。

また、平成22年12月に提出された国民年金第3号特例措置該当届に基づき、12年9月から20年10月までの期間が第3号被保険者期間に記録訂正されており、第3号被保険者となった期間のうち、記録訂正前に納付していた保険料について、支払通知書により23年4月に申立人に還付されているが、通知書に記載されている還付金額及び還付決議等の記載内容に不合理な点は無い。

さらに、申立人が申立期間⑤、⑥及び⑦について国民年金保険料を納付

したとする時期は、保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、申立人に対して記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

4 申立期間①から⑦までについては、申立期間が 7 回で、合計 47 か月に及び、これだけの期間の事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

また、申立人が申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑦までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年5月までの期間、50年4月及び同年5月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から49年5月まで
② 昭和50年4月
③ 昭和50年5月から51年6月まで

私は、昭和46年9月に会社を退職した後すぐに、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、初めの数回は、市役所の窓口で納付したが、その後は、毎月自宅に来ていた集金人に納付していた。

また、私は、昭和50年4月に会社を退職し、同年5月に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、自宅に来た集金人に同年4月及び同年5月の国民年金保険料を一緒に納付したと思う。

その後は、口座振替により国民年金保険料を納付するようになるまで、毎月、自宅に来た集金人に保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未加入とされ、申立期間③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月に会社を退職した後すぐに、市役所で国民年金の加入手続を行った、また、50年4月に会社を退職し、同年5月に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、53年9月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期及び厚生年金保険から国民年金への切替手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に払い出されてお

り、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、初めの数回は、市役所の窓口で納付し、その後は、自宅に来ていた集金人に納付していた、また、申立期間②及び③の保険料については、自宅に来た集金人に昭和50年4月及び同年5月の保険料を一緒に納付し、その後は、毎月、自宅に来た集金人に納付していたと主張しているが、i) 申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、同年同月であることが、申立人の特殊台帳及び収納状況一覧表により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が、申立期間①及び②当時に、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、当該期間は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である、ii) 申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる53年9月の時点では、申立期間③は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が納付したとする金額は、申立期間①、②及び③当時の国民年金保険料額と相違している上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 50 年 3 月まで

私の夫は、私たちが結婚した昭和 46 年 5 月に、区役所で夫婦二人の国民健康保険の加入手続を行った際、区役所の職員から国民年金にも加入するように言われ、夫は既に国民年金に加入していたので、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 46 年 5 月に、その夫が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人が夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及びその夫は、昭和 50 年 10 月に A 市から B 市へ転居しているところ、B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は同年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を A 市で納付し、B 市での保険料納付を同年 4 月から開始しているが、その夫は、50 年 4 月から同年 9 月までの保険料を A 市で納付し、B 市での保険料納付を同年 10 月から開始していることが確認でき、昭和 50 年度における夫婦の保険料の納付行動が異なっていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫の特殊台帳には、申立期間の保険料の納付月まで詳細に記載されているものの、申立人の特殊台帳には、保険料が納付されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6452

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から9年3月まで

私は、20歳になる1か月前の平成6年*月頃、国民年金の加入申込用紙が送られてきたので、母親がその用紙に記入して返送した記憶がある。その用紙がどこから送られてきたか、どのような内容だったかまでは憶えていない。

申立期間当時、私は専門学校の学生であったため、母親に国民年金保険料を納付してもらっていた。母親の記憶によると、平成6年6月から7年8月までの保険料は、送られてきた納付書により、金融機関で納付し、同年9月からの保険料は、毎月、月末に自宅を訪ねてきていた国民年金の集金人に、姉の保険料と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年*月頃、その母親が、郵送されてきた国民年金の加入申込用紙を返送し、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の基礎年金番号の付番年月日は9年4月18日であること、及び申立人が居住している区の国民年金被保険者名簿の異動年月日欄には、同年5月9日と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年4月又は同年5月頃に行われたと推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続の時期と一致しない。ちなみに、申立人が所持している年金手帳の交付年月日欄にも、同年4月18日と記載されている。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は平成9年4月又は同年5月頃と推認されるため、申立人が述べる方法で申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人の手帳

記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の時期であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、公的年金に係る記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月

私は、平成14年3月に勤務先を退職後、時期は定かではないが、町役場で、厚生年金保険から国民年金への切替を行った。

申立期間の国民年金保険料については、平成14年6月頃、私が、申立期間の前月である同年3月の保険料とは別に、町役場で、納付書に現金を添えて納付したと思う。

私は、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月に勤務先を退職後、町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、同年6月頃、同町役場で納付書に現金を添えて納付したと思うと述べている。しかし、この当時、保険料の収納事務が国に一元化されたため、町役場で保険料を納付することはできないことに加え、当該期間の保険料納付についての記憶は曖昧であり、考えられる納付時期、納付場所、納付方法を申立書に記載したと述べるにとどまっているなど、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことに加え、当該期間は、14年4月に保険料の収納事務が国に一元化され、事務処理の機械化が一層促進された後の期間でもあることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月

私は、平成8年12月に、転職先が決まり転居した。同年同月、当時居住した区の区役所で転出の届出を行った際、窓口の職員に、国民年金保険料を納付しなくてはならないと指摘されたため、その場で所持金の中から、1万7,000円から1万8,000円ぐらいを納付したと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年12月に、当時居住した区で転出手続を行った際、窓口の職員に、国民年金保険料を納付しなくてはならないと指摘されたため、所持金の中から1万7,000円から1万8,000円ぐらいを納付したと思うと述べている。しかし、申立人が現在所持する複数の年金手帳のいずれにも、申立期間に申立人が国民年金の被保険者とされていたことをうかがわせる記載は見当たらず、これら複数の年金手帳からは、当該期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えることは難しい。また、申立人が、現在所持する年金手帳以外にも年金手帳の交付を受けたことがあったかもしれないと述べたため、当該期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていないか確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、オンライン記録においても、当該期間は国民年金の未加入期間である。

また、申立人が区役所で納付したとする1万7,000円から1万8,000円ぐら이라는国民年金保険料額は、申立期間当時の1か月の保険料額と近似する金額ではなく、申立人も、当該1万7,000円から1万8,000円ぐら納付

したとする金額の全部又は一部が国民年金保険料であったかについても不明であるとするなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月に勤務先を退職したことを契機に、同年同月又は 51 年 1 月に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際、市役所の職員に、共済組合から退職一時金が支給されたことを伝えたところ、「国民年金保険料を 20 歳まで遡って納付してください。」と説明されたため、市役所又は金融機関で、退職一時金の中から 10 万円から 20 万円を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月に勤務先を退職したことを契機に、同年同月又は 51 年 1 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、支給された退職一時金の中から申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に払い出され、同年同月 29 日に退職一時金が申立人に支給されていることが確認できるものの、支給された退職一時金の中から申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張から、申立人の主張する保険料の納付時期は同年同月以降と推認でき、その時点において、申立期間のうち、46 年 6 月から 48 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、第 2 回特例納付は 50 年 12 月に終了していることから、申立期間全ての保険料を遡ってまとめて納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所又は金融機関で 10 万円から 20 万円を遡ってまとめて納付したと主張しているが、市役所では過年度保険料を納付することはできない上、申立人が納付したとする

保険料額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 1 月の時点において、過年度納付及び現年度納付により納付することができる 48 年 10 月から 50 年 12 月までの保険料を実際に納付した場合の保険料額と大きく乖離している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から56年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から56年8月まで

私は、国民年金の加入手続について、その時期などを具体的には憶えていない。また、私は、年金手帳を1冊所持しているが、いつ発行されたものなのか記憶に無い。

申立期間の国民年金保険料については、私は、昭和54年11月から55年6月頃まで外国に行っており、帰国後もしばらく保険料を納付していなかったため、56年の秋頃、父親から勧められ、父親と一緒に区役所に行き遡って納付したと思う。私も父親も、保険料の納付方法、納付金額及び納付した月数を憶えていないが、区役所に行ったことを憶えているので保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、帰国後の昭和56年秋頃、それまで国民年金保険料を納付していなかったため、その父親に勧められ、父親と一緒に区役所に行き、申立期間の保険料を納付したと述べているが、申立人及びその父親は、保険料の納付方法、納付金額及び納付した月数を憶えておらず、保険料納付の前提となる国民年金の加入手続についても憶えていないとしており、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録において、平成18年11月に、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が、昭和54年10月25日から同年11月1日に訂正されていることが確認でき、現在、同年同月とされている国民年金の被保険者期間の始期は、申立期間当時は同年10月とされていたと考えるのが合理的で、申立人が56年の秋頃遡って保険料を納付したのであれば、申立期間のほか、

54年10月の保険料を納付することができたにもかかわらず、同年同月について保険料を納付したとの主張が無いのは不自然である。

さらに、前述したオンライン記録の訂正は、申立人が、昭和54年10月は厚生年金保険の被保険者であったことを理由に行われており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたのであれば、同年同月の国民年金保険料は、厚生年金保険の保険料との重複納付のため申立人に還付されるはずであるが、還付が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立人及びその父親は、「国民年金保険料をどこで納付したか定かではないが、区役所に行ったことは憶^{おぼ}えている。」と述べてはいるものの、昭和56年秋頃には、申立期間のうち一部の期間の保険料は区役所で納付することができないなど、「区役所へ行ったことを憶^{おぼ}えている。」との主張のみをもって、申立人が当該期間の保険料を納付したとまで考えることは難しい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6457

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 4 月まで

私が大学生として A 市に居住していた昭和 35 年頃、住民票のあった B 区で、母親が、私の国民年金の加入手続を行った。その後、39 年に結婚し、C 市に転居後、国民年金保険料を納付しておいた方がよいと考えたため、私が、同市の支所で保険料を納付するための手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、2、3 か月ごとに同市の支所で納付していたにもかかわらず、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 市に転居後、同市の支所において国民年金保険料を納付するための手続を行ったとしているが、申立人の所持する国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、同市において、昭和 44 年 5 月 16 日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得しており、同日に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が付与されたと考えられるところ、任意加入被保険者は、制度上、加入手続日より前に遡って国民年金に加入することも、保険料を納付することもできないことから、申立人が同市において申立期間の保険料を納付するためには、同市において別の手帳記号番号が払い出されている必要がある。しかし、申立人は、同市で交付された国民年金手帳は 1 冊だけであると述べており、39 年 4 月から 51 年 7 月まで継続して同市内に居住していた申立人に同市で別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も無い。

また、申立人には、昭和 36 年 1 月に、B 区で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できるものの、同手帳記号番号に係る申立人の旧姓が結婚後の姓に変更され、申立人の基礎年金番号に統合されたのは平成 22

年3月であることから、申立期間当時、申立人が同手帳記号番号で国民年金再加入手続を行ったとは考えられない。

さらに、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 44 年 9 月まで

私は、当時住んでいた社宅で国民年金に加入していた方から紹介され、国民年金を掛け始めた。加入手続は、昭和 42 年頃から 43 年頃に、自分から社宅(紹介者宅)に来ていた集金人に行い、国民年金保険料を支払い領収書を受け取った。年金手帳については、交付されなかった。保険料は、毎月又は2か月ごとに 100 円単位(数百数十円)と記憶しているが確かではない。納付については、社宅に来ていた集金人に直接自分で支払いその場で領収書が発行されたが、現在は所持していない。当時は、国民年金手帳が無く、領収書だけだった。領収書については、厚生年金手帳と合併の時点で処分した。

以上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について詳細に記憶しているのに、申立期間が未加入とされ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時住んでいた社宅で、既に、国民年金に加入していた方の紹介で、自宅に訪れた集金人に、加入手続を行い、国民年金保険料を支払い領収書を受け取ったと主張しているが、申立期間当時居住していた市において、申立期間当時の国民年金加入手続を集金人が取り扱うことができない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料は定期的に訪れた集金人に支払い、領収書が発行され保管していたが、国民年金手帳は交付されなかったと主張しているところ、申立期間当時居住していた市における申立期間当時の保険料の

徴収方法は印紙検認方式で領収書の発行は無く、印紙を貼付する国民年金手帳は必ず必要であったため申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

私は、高校卒業後、実家で働き始めた。国民年金の加入手続は、いつ行ったのか不明であるが、母親が行い、集金人が来ると母親が私と姉の二人分の国民年金保険料を納付していた。また、私は、昭和40年代に「私の分の国民年金はお金もったいないから納付しなくてもよいのではないか。」と母親に問いかけた際に、母親が「将来必要だと思うから納付しておく。」と答えていた記憶がある。姉の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、明確な時期は不明ではあるものの申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和50年4月頃と推認でき、申立人が主張する加入手続の時期と相違している上、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和50年4月頃の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間のうち

44年12月から48年2月までは時効に係るため納付できない上、同年3月以降は、過年度納付等により遡って納付するほかないが、申立人が当該期間の保険料を納付したとする集金人には、制度上、過年度納付等により遡って納付することができない。

加えて、申立人に対し、国民年金の加入手続後に交付された年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の手帳であり、昭和49年11月から使用が開始されたもので、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期には使用されていなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6460 (事案 5162 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 8 月まで

私は、昭和 38 年 4 月に市役所の支所で婚姻届を提出した際、併せて国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が自宅に来た集金人に納付していた。前回、申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかったことに納得できないため、私の友人 3 名の年金手帳を新たな資料として提出し、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 4 月に市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は 41 年 9 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である上、申立人は結婚後から現在まで同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、新たにその友人 3 名の年金手帳を当委員会に提出し、友人の年金手帳に押されている印と同様の印が、過去に社会保険事務所（当時）に回収された申立人の手帳にも押されているはずであると主張しているが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人に対して、昭和 41 年 9 月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度

調査を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年11月まで

私は、昭和53年8月に父の店を継ぎ、20歳になり市民の義務だと思い国民年金に加入した。当時、区役所年金課の40歳前後の女性が毎月一度集金に来ており、店のレジから両親の分と合わせて国民年金保険料を支払い、領収印のある半券を受け取っていたので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になり市民の義務だと思い国民年金に加入し、毎月一度集金人が来た際、店のレジにいた申立人自身又は両親が申立期間の国民年金保険料を支払っていたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和57年10月頃と推認でき、その時点において、申立期間のうち、54年4月から56年3月までの期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間当初から同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も無い。

さらに、申立人は申立期間のうち、未納期間となっている昭和56年4月から57年11月までの期間については、毎月一度集金人が来た際、その両親の国民年金保険料と一緒に現金で支払っていたと主張しているが、その当時、集金人による徴収は2か月に一度の年6回の収納方法である上、加入手続が

行われたと推認できる同年 10 月頃時点では、56 年 4 月から 57 年 3 月までは過年度保険料となるどころ、過年度保険料の支払いは、社会保険事務所(当時)又は金融機関で納付する方法しか行っておらず、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の国民年金保険料額と相違している上、母親は保険料納付についてよく覚えていないと述べており、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6462

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 63 年 3 月まで

申立期間当時は大学生であった私が昭和 60 年 2 月か同年 3 月頃に、当時、自宅兼店舗に毎月集金に来る銀行員か何かの人が、店のレジ前で父親と話している時に呼び出され、父親に「今は学生だが、年金の支払いはどうするか。」と確認された。「支払っておけば、いずれ返ってくるから。」と父親が支払う事を決めた。父親が国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれたはずなので、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時は大学生であり、昭和 60 年 2 月か同年 3 月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、申立期間は国民年金の任意の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から58年11月まで

私は、20歳になってから父親から私の国民年金の加入手続を父親が行い、国民年金保険料は父親の保険料と合わせて納付すると言われた。昭和58年12月に自営業のA店をやめ、B業を始める時に父親にこれからは自分で納付するように言われ、現在所持する年金手帳を渡された。父親の保険料は納付済みとなっているが、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和46年*月に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和58年12月と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和58年12月の時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、父親から受け取った年金手帳は現在所持しているオレンジ色の1冊だけであると述べているが、同色の年金手帳は、昭和49年11

月から使用が開始されたもので、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする46年*月には使用されていなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年3月まで

私は、時期は覚えていないが、母親に頼んで、母親が市役所の行政センターで国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付額は覚えていないが、私が母親に申立期間の保険料を何回かに分けて生活費と一緒に渡し、母親が同行政センターで、遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付額は覚えていないが、自身が母親に申立期間の保険料を何回かに分けて生活費と一緒に渡し、母親が市役所の行政センターで、遡って納付したと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、申立人の保険料を納付した記憶はあるものの、保険料の納付期間、納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、国民年金手帳交付簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成2年2月又は同年3月頃と推認され、申立人が主張する加入手続の時期と相違している上、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成2年2月又は同年3月頃の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付するほかないが、母親が当該期間の保険料を納付したとする市役所

においては、過年度納付することはできない取扱いとなっていた。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月頃から同年 12 月頃まで

私は、昭和 47 年 8 月に A 社を退職後、それほど間を空けずに B 社に入社した。当時、新聞に求人広告が載っており、それを見て応募したことを覚えている。

当時、私は、C 商品を販売する仕事をしていた。販売成績は良かったのだが、体調を崩したため数箇月で退職した。

厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない上、昭和 47 年 10 月 20 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、当時は B 社に勤務しており、脱退手当金をもらう理由が無い。脱退手当金をもらっていないことを証明するためにも、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社における当時の業務内容等について具体的に記憶しているが、同社の複数の同僚に照会したものの、申立人が行っていたとする販売方法について知っている者はおらず、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、上記の同僚のうちの 1 名は、「当時、会社の制度として試用期間を設けていたのかどうかは分からないが、短期間しか勤務しなかった社員は、厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と供述している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に資格取得している被保険者の中に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い上、健康保険組合及び厚生年金基金の記録においても申立人の名前は確認できない。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の関連会社であるD社に照会したものの、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7415 (事案 741 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 21 日から同年 6 月 26 日まで
② 昭和 41 年 8 月 12 日から 42 年 2 月 16 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 20 日から 45 年 6 月 30 日まで
④ 昭和 46 年 10 月 21 日から 47 年 2 月 21 日まで
⑤ 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 8 月 29 日まで

申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているということだが、私がA社を辞めたのは結婚のためではなかったし、まだ働くつもりでいたので、脱退手当金をもらう理由が無い。

前回の申立ては認められないとのことだったが、私は、断じて脱退手当金をもらっていない。A社を辞めた後、すぐに勤務した会社の名前を思い出したので、同社に勤務した期間について別の申立てをした。

脱退手当金が支給されたとする日を含む期間において厚生年金保険の被保険者だったと認められれば、脱退手当金をもらっていないことも認めてもらえると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は同一の番号で管理されているが、脱退手当金が支給された後の被保険者期間は別の番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知

が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金が支給されたとする日を含む昭和 47 年 9 月頃から同年 12 月頃までの期間について、既に別の会社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者だったはずであるとして、第三者委員会に対して申立てをしている。

しかし、当該申立てについては、当委員会における調査及び審議の結果、申立人が当該期間に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできず、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとする判断となったことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、申立人は、「私は、会社からお金を受け取っていないし、社会保険事務所（当時）にも行ってない。当時、脱退手当金の支給を銀行振込によって行っていたのなら、私の銀行口座を調査すれば、脱退手当金が支払われていないことが分かるのではないか。」と調査を求めているが、日本年金機構 B 事務センターに照会したものの、昭和 47 年当時、C 社会保険事務所（当時）において、脱退手当金の支給が銀行振込によって行われていたことを確認することはできなかった。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理でなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮しなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、申立期間の 5 回の被保険者期間は同一の番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であるなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金

を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7416

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から4年2月29日まで
私の年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が53万円から20万円に引き下げられているが、保管している申立期間の一部期間に係る給与台帳でも標準報酬月額53万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることは事実であるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年2月29日以降の同年4月17日付けで、遡って20万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間において代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「事業所のことは全て把握していた。代表者印も最後まで自身で保管していた。」と述べている上、元従業員も、「事業所の手続は全て事業主を通して行われていた。代表者印は事業主が保管しており、ほかの者は触ることもできなかった。」と供述していることを踏まえると、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年10月1日まで

A社に係る夫の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和19年10月1日となっているが、夫は事務職ではなく、工場内で油まみれになって仕事をしていた。年金の期間については、B社（現在は、C社）を退職後に同社D事業所長名で証明書が発行されており、資格取得日は同年6月1日であると記載されている。また、E社会保険事務所（当時）による厚生年金保険被保険者記録事項の回答書もあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管していた申立人の人事記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和19年8月1日であることが確認できる。

しかし、上記台帳及び被保険者名簿における申立人の氏名欄には、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）が昭和19年6月1日に施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことに伴い、新たに被保険者となったことを表す「改」の表示が確認できる。

また、申立人が提出したE社会保険事務所発行の「厚生年金保険被保険者記録事項の照会について」の回答書（以下「照会回答書」という。）の写しには、A社での被保険者資格の取得日について、昭和19年8月1日

と記載されていることから、申立人は、これを根拠資料として少なくとも資格取得日は同日であったと主張しているが、日本年金機構F事務センターは、申立人の資格取得日は、上記台帳及び被保険者名簿により同年10月1日であるとした上で、当該照会回答書について、同年2月の法律改正により新たに適用を受けた被保険者については通常は「昭和19年10月1日」と記載したと思われるが、照会者が同年10月1日以前の日付で資格取得と照会してきた場合や、厚生年金保険被保険者証を添付してきた場合には名簿や払出簿の資格取得年月日（19年6月1日から同年9月30日までの期間）で記載し、照会回答書の余白に「昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、法律実施の準備期間のため被保険者期間には参入されません。」のゴム印を押し回答するケースもあったことから、当該照会回答書については、ゴム印の押し漏れではないかと思われる旨を回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況、B社D事業所長名の「厚生年金の資格取得及び資格喪失に関する証明書」に記載してある申立人の資格取得日（昭和19年6月1日）の根拠についてC社に照会したところ、事業主は当時の資料が無いことから不明である旨回答しており、同社が保管している申立人の人事記録からは、申立人が19年10月1日以前の期間について、労働者年金保険法による被保険者として取り扱われていたかどうかについて確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月31日から26年2月1日まで
② 昭和28年8月13日から29年8月16日まで
③ 昭和29年12月19日から30年7月12日まで

私は、昭和24年9月1日から26年1月31日までA社（現在は、B社）C支店に勤務していたが、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間となっていない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和27年11月1日から30年7月11日までD社に勤務したが、申立期間②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、申立人に係る資料は無いと回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、申立人がA社C支店における同僚1名の姓を記憶していたため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、同じ姓の者を確認できたが、住所不明であるためこの者に照会できない上、当該期間において同社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録がある複数の者に照会したが、申立人が当該期間に勤務していたことを記憶している者は見当たらず、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる証言は得られなかった。

申立期間②について、D社は、昭和29年12月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人が同様の業務に就いていた者とし

て氏名を挙げた、同社の役員であった1名及び当時のほかの役員も、既に死亡又は住所不明のため、照会することができず、証言が得られない。

また、D社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、昭和27年10月28日から28年5月27日までは同社の取締役であり、29年8月13日から同社が解散するまでは同社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人が役員でなかった期間と申立期間②はおおむね合致している。

さらに、当該期間においてD社に係る厚生年金保険被保険者記録がある複数の者に照会したが、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる証言は得られなかった。

申立期間③について、前述のとおりD社は、昭和29年12月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、昭和29年12月19日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した申立人以外の者は既に死亡又は住所不明のため、照会することができず、当該期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることはできない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
④ 平成 3 年 10 月 1 日から 8 年 12 月 21 日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までの標準報酬月額が、その直前の期間の標準報酬月額と比べて低い額で記録されている。同社の在職期間において、給与額が下がったことが無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の在職期間において、給与額が下がったことが無い。」旨主張している。

しかしながら、A社は、「当時の賃金台帳や届出書等の資料は、保管期限経過のため保管していない。」と回答しており、申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額の推移と同年代の複数の同僚の申立期間における標準報酬月額の推移とを比較したところ、申立人の標準報酬月額が不自然な推移となっている等の状況は見当たらない。

さらに、複数の同僚が、「私の標準報酬月額は、A社から実際に支給された給与額に見合っていると思う。」と回答しており、給与額に比べて低い額で記録されている旨の回答は無かった。

加えて、申立期間②から④までについては、A社が加入しているB企業年金基金が提出した申立人の加入員記録において、当該期間に係る標準報酬月額、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B企業年金基金の担当者は、「申立人の標準報酬月額は、各申立期間において、直前の期間より1等級下がっているが、残業が減ったことにより、1等級下がることはある。」と回答しているところ、申立人は、申立期間③及び④について、当時、「A社の関連会社であるC社及びD社に派遣勤務していた期間であり、派遣期間は、派遣先事業所の役職に就くことから、残業手当の支給対象外だった。」と供述している。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年1月1日から6年7月1日までの期間及び8年10月1日から10年10月頃までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成6年7月1日から8年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成13年10月1日から15年8月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から6年7月1日まで
② 平成6年7月1日から8年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から10年10月頃まで
④ 平成13年10月1日から15年8月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社B国支社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び③が被保険者期間となっていない。また、申立期間②の標準報酬月額は20万円と記録されているが、同社での給与額は標準報酬月額53万円に相当する額であったと記憶している。

調査の上、申立期間①及び③を被保険者期間に、申立期間②の標準報酬月額を53万円に訂正してほしい。

申立期間④については、私が代表取締役であったC社における標準報酬月額は、当初62万円であったが、遡及して9万8,000円に訂正されている。当時、標準報酬月額62万円に見合った厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間④の標準報酬月額を62万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元役員から提出された同社の社員名簿（平

成5年5月18日発行)には、申立人の氏名及びB国内の住所が記載されていることから、申立人は、少なくとも平成5年5月当時、同社B国支社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先も不明であり、申立人の勤務実態及び同社における海外勤務者の厚生年金保険の取扱い並びに厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、平成3年1月1日から4年4月1日までの期間は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を現年度納付しているほか、申立人がA社B国支社において一緒に勤務していたとして挙げた同僚1名についても、申立人と同じ期間に国民年金保険料を現年度納付しており、当該期間においては、A社に係る厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、A社が加入していたD厚生年金基金が提出した加入員記録から、申立人の同基金における資格喪失日は、平成3年1月1日となっており、オンライン記録と一致する。

また、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、E健康保険組合の加入記録によると、申立人の同健康保険組合における被保険期間及び標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正されるなどの不自然な事務処理がなされた形跡は認められなかった。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額(53万円)に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、A社の元役員が、「同社B国支社は平成8年に閉

鎖している。」と回答しており、申立人は10年10月頃まで同社に勤務していたと主張しているものの、同社の退職日については記憶が曖昧であり、当該期間における勤務実態が確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成8年10月31日から10年11月1日まで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を現年度納付又は前納していることが確認できる。

さらに、D厚生年金基金の加入員記録によると、申立人は、平成8年10月1日に資格喪失しており、オンライン記録と一致している。

加えて、当該加入員記録によると、申立人は、D厚生年金基金における資格喪失に伴い、退職一時金を請求し、平成8年12月13日に退職一時金が支給されたことが確認できることから、申立人は、当該期間においてA社の厚生年金保険被保険者ではなくなったことを認識していたことが認められる。

また、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成13年10月から14年8月までは62万円、同年9月から15年7月までは59万円と記録されていたところ、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成15年8月1日）の後の同年8月4日付けで、遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人が当該期間においてC社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「当時、同社は厚生年金保険料の滞納があった。社会保険事務所（当時）から滞納を解消するため標準報酬月額を遡及して減額訂正する指示があり、これに同意し、私が印鑑を押した。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はC社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7421 (事案 5279 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 16 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 37 年 2 月 15 日から 40 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 5 月 1 日から 48 年 4 月末までの期間において A 社の C 業務担当者として勤務したが、申立期間①及び②が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。私は同社を一旦退社した覚えは無く、継続して勤務していたので、第三者委員会の判断には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社のC業務を行いながら、申立人の父親が亡くなった昭和 30 年*月*日以降、父親が設立したB社のC業務も手伝っていたと供述しており、A社の代表者宅に勤務していた当時の従業員も同様の証言をしていることから、同社とB社を掛け持ちで勤務していたものと推認できることから、A社の事業主は既に死亡しており、ほかに申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる同僚や関係者もない上、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 2 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間同時にA社に勤務していたとする新たな証拠として「危険物取扱者免状」及び「整備管理者証」の写しを提出するとともに、当該期間当時の事情を知っている者として、5名の同僚等の氏名を挙げている。

しかしながら、提出された「危険物取扱者免状」の発行年月日は、昭和 43 年 12 月 25 日であり、申立期間①及び②よりも後の時期である。

また、「整備管理者証」の「勤務した事業場」欄に、「自昭和 39 年 10 月 A 社」と記載されていることから、申立期間②の一部期間において、同社に勤務していたことがわかるが、整備管理者は兼業が可能であることから、この資料だけでは、B 社ではなく A 社に主に勤務していたことを確認することができず、同社に係る厚生年金保険料の控除の有無も確認できない。

さらに、申立人は、当時の事情を知っている者として挙げた 5 名の同僚等のうち、2 名は死亡しており、1 名は申立期間②より後に A 社に入社していることから、当時の事情を確認することができず、残る 2 名については、当該同僚又は当該同僚の妻に聴取したが、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については分からないと回答している。

なお、申立人の意見陳述において、申立人は、申立期間①の始期である昭和 32 年 6 月 16 日から申立期間②の終期である 40 年 2 月 1 日までの期間においても A 社に継続して勤務しており、B 社には勤務しておらず、また、同社の事業主にもなったことは無いと主張しているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は、35 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である 37 年 2 月 15 日に同資格を喪失していることが確認できる上、同年 5 月 1 日に新規適用事業所となっている同社の後継会社に係る被保険者名簿において、新規適用と同時に当該後継会社の事業主となっていることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

以上のことから、これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 9 月 1 日まで
③ 平成元年 10 月 1 日から 2 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの標準報酬月額が、その直前の期間の標準報酬月額と比べて低い額で記録されている。同社において、給与額が下がったことは無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間において給与が下がったことが無いにもかかわらず、申立期間①から③までにおける標準報酬月額が下がっているのはおかしいとして申し立てている。

しかしながら、A社が提出した人事記録において、申立期間①のうち、昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 8 月 1 日までの期間、申立期間②及び③における標準報酬月額が記載されているところ、当該標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間①から③までにおいて、申立人が自身と同じ職種であったとして名前を挙げた同僚 6 名の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該同僚 6 名のうち 3 名が、「標準報酬月額は、A社から支給された給与額に見合っていると思う。」と回答しており、標準報酬月額が

実際の給与額に比べて低額となっている旨の回答は無かった。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、A社は、「申立人の申立てどおりの届出及び保険料控除については不明。」と回答している上、申立人も、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7423 (事案 4883 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 26 日から同年 12 月 21 日まで
A事業所(又はB事業所)で勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。前回の申立てにおいて、当該事業所の名称はC事業所であったと述べたが、当該事業所の名称はA事業所(又はB事業所)であったことを思い出した。当該事業所の名称がC事業所になったのは、昭和 35 年 1 月 1 日であった。私は、32 年 1 月 9 日からD事業所内のE職場に勤務したが、34 年 8 月 25 日に人員整理により、解雇となった。しかし、F職場のマネージャーたちの計らいで、同年 8 月 26 日からA事業所(又はB事業所)で勤務できることになり、36 年 11 月 5 日まで同事業所に継続して勤務していた。申立期間について、再度調査をして、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所又はB事業所に係る申立てについては、申立人は、前回の申立てにおいて、当該事業所の名称は、C事業所であるとして申立てをしたところ、オンライン記録において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は申立期間の後に引き続き勤務したと述べている昭和 34 年 12 月 21 日から 36 年 11 月 6 日までの期間は、D事業所において厚生年金保険の被保険者となっていること、申立人がC事業所の上司として名前を挙げた者はD事業所において厚生年金保険の被保険者となっていること、同氏は申立人のことを知っているものの、申立人の申立期間に係る勤務実態については分からないと述べていること、G組織に勤務していた従業員の労務管理事務を承継しているH事務所に対する申立人

の在籍確認においても、同事務所は申立人に係る在籍記録は確認できないと回答していること、及びD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は32年1月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年8月26日に同資格を喪失した後、同年12月21日に同資格を再度取得し、36年11月6日に同資格を喪失していることが確認できる以外に申立期間に係る被保険者記録を確認できないことから、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月22日付けで通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間に勤務した事業所の名称がA事業所又はB事業所であったことを思い出したと述べていることから、改めてH事務所に、当該事業所に係る厚生年金保険の適用事業所の取扱い及び申立人の在籍記録について照会したが、同事務所は、資料が保管されていないことから不明である旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、A事業所又はB事業所は、いずれの名称においても厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、A事業所又はB事業所における同僚の名前を、姓のみしか記憶しておらず、当該同僚を特定することができないことから、当該事業所の同僚から申立てに係る証言を得ることができない上、雇用保険被保険者記録照会結果においても、申立人の当該事業所での雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間は、同社のB国の子会社に出向し海外駐在員として勤務した。B国出向直前の本給は月額21万7,000円であったが、出向後は、同社から月額46万円以上の給与が支給されていた。

私が個人的に記録していたB国駐在員として勤務していた期間の年間平均給与額は783万円（平均賞与額120万円を含む。）であり、B国出向前の給与よりも大幅に増額したことから、申立期間の標準報酬月額は最高等級（昭和54年3月から55年9月までが32万円、同年10月から58年4月までが41万円）になるべきと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B国駐在員として勤務していた申立期間に支給されていた報酬月額は、最高等級の標準報酬月額に相当する金額であったと思われると主張しているところ、事業主から提供された申立人に係る人事発令の記録から、申立人は、申立期間にB国に出向し駐在員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、海外駐在員の報酬月額の取扱いについて、事業主は、「当社では、海外勤務手当等で海外駐在員の給与が増額しても、社内等級が同じ国内勤務者と同額の報酬月額を届け出ているので、海外駐在員だけ高額な報酬月額を届け出るようなことはしていない。現在も同様である。」と回答している。

また、A社で海外駐在員として勤務したことがある同僚は、「海外在勤者の給与は国内在勤者の給与よりも高額であったことは事実だが、海外駐在員の報酬月額の取扱いについては、会社の回答のとおりであり、私が海外駐在期間中に給与から控除されていた厚生年金保険料額に誤りは無い。」と供述している。

さらに、A社で海外駐在員として勤務したことがある複数の同僚の標準報酬月額の記録を調査したところ、海外駐在勤務期間に係る標準報酬月額が、直前の国内勤務期間に係る標準報酬月額と比較して、2等級を超えて増減している期間は無いことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで
② 昭和 51 年 5 月 27 日から 52 年 9 月 2 日まで

平成 23 年 5 月、年金記録確認のために年金事務所へ行ったところ、A社で働いた申立期間①及びB社で働いた申立期間②が脱退手当金として支給したことになっていることを知った。

B社は結婚のために退職したが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶が無いと主張している。

しかしながら、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支払については、C年金事務所が、その根拠となる脱退手当金裁定請求書、厚生年金保険脱退手当金裁定伺等を保管しており、これらの書類に記載されている申立人の被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致する。

また、当該脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名、押印及び当時の実家の住所が記載されていることから、当該脱退手当金に係る支払決定通知書が同住所に送付されたものと考えられる上、脱退手当金裁定伺には、脱退手当金の振込先金融機関として、同住所に近い郵便局名が記載されているなど、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当

金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 29 日から同年 8 月 2 日まで
私は、平成 8 年 7 月 4 日に A 社に入社し、現在も在職している。しかし、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 8 月 2 日となっており、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳及び給与明細書によると、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社が加入している B 厚生年金基金及び C 健康保険組合は、申立人の資格取得日は、平成 8 年 8 月 2 日となっていると回答しており、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 44 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた間、毎年、定期昇給があり、給与が下がることは無かったにもかかわらず、昭和 40 年 7 月に標準報酬月額が下がっているのはおかしいので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において給与が減額になることは無かったにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が下がっているのはおかしいと述べている。

しかし、A社は「当時の賃金台帳等の資料が残っていないため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、申立人の標準報酬月額の記録は遡って訂正された形跡は見当たらず、オンライン記録とも一致する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和 37 年 4 月 1 日）に資格を取得し、40 年 6 月に厚生年金保険被保険者資格のある 62 人について標準報酬月額の推移を確認したところ、うち 50 人は、申立人と同様に、同年 6 月の月額変更により標準報酬月額が増額改定された後、同年 7 月の月額変更により減額改定されており、残り 12 人のうち 9 人が同年 7 月の月額変更においてのみ標準報酬月額が減額改定されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の

記録のみが不自然な取扱いであったという事情は見当たらない上、同時期に資格を取得した者との同年8月以降の標準報酬月額と比較によっても、申立人の標準報酬月額の記録のみが低額なものとなっている事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 2 日から 38 年 11 月 2 日まで
② 昭和 39 年 4 月 21 日から同年 9 月 21 日まで
③ 昭和 42 年 1 月 21 日から 43 年 1 月頃まで

私は、A社にB職として勤務した期間のうち、勤務の初めの申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、C社にD職として勤務した期間のうち、勤務の初めの申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、E社（現在は、F社）にD職として勤務した期間のうち、勤務の終わりの申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間当時の給料明細書は無いが、各社で厚生年金保険に加入していたのは間違いのないと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間当時にA社で勤務した従業員 23 名に、申立人の勤務状況等について照会したが、申立期間①における申立人の勤務実態について記憶している従業員はいなかった。

また、申立人は、A社での先輩である同僚 1 名を記憶しているが、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は昭和 38 年 8 月 1 日である上、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 1 名は入社時期と厚生年金保険の資格取得日が一致していると述べている。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は資料が保管されておらず勤務期間は不明と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態や保険料控除について確認すること

ができない。

加えて、申立人の申立期間①における厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出日は昭和 38 年 12 月 12 日である。

申立期間②について、当該期間当時に C 社で勤務した従業員 14 名に、申立人の勤務状況等について照会したが、申立期間②における申立人の勤務実態について記憶している従業員はいなかった。

また、申立人は、G 新聞の求人広告により C 社に入社したと供述しているが、昭和 39 年 4 月の同新聞に同社の求人広告が確認できないものの、同年 9 月 14 日発行の同新聞に同社の求人広告が確認できる。

さらに、C 社グループの管理会社である H 社は、資料が保管されておらず、申立人の勤務期間を確認することができないと回答している。

加えて、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録が確認できる同僚は 11 名おり、そのうち連絡が取れた同僚 1 名は、同日に入社し厚生年金保険の加入記録と一致していると述べている。

申立期間③について、当該期間当時に E 社で勤務した従業員 26 名に、申立人の勤務状況等について照会したが、申立期間③における申立人の勤務実態を記憶している従業員はいなかった。

また、E 社は、資料が保管されておらず申立人の勤務期間を確認することができないと回答している。

さらに、申立人は、自身の退職後に E 社は倒産したと供述しているところ、事業主は、昭和 42 年 5 月 * 日に倒産したと回答している上、複数の従業員は同年 6 月頃に同社は倒産したと述べている。

加えて、申立人が、自身の退職時まで勤務していたと述べている上司の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 42 年 6 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年8月1日まで

私は、昭和18年4月1日から20年8月31日までの期間、A社（現在は、B社）に勤務しており、当該期間は厚生年金保険被保険者期間となっているが、その後、同社に再就職した申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における作業内容、勤務場所等に係る具体的な記憶及び職場の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある者40名に照会したところ、回答のあった36名のうち35名は申立人のことを知らないとしていることから申立人の勤務期間及び保険料控除について事情を聴取することができず、1名は申立人を知っているとの回答であったが申立人の勤務期間は分からないとし、厚生年金保険料の控除についても事情を聴取することができなかった。

また、申立人が記憶している同僚7名のうち住所の判明した者2名に照会したが、回答のあった1名は申立人を知らないとしている。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載されている申立人の資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は20年9月1日となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していな

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7430 (事案 1614 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月頃から 29 年 1 月頃まで
② 昭和 29 年 2 月頃から同年 5 月頃まで

A社B工場で勤務していた申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は昭和 28 年 3 月に高校を卒業し、同社に入社し、臨時社員として勤務していた。また、C社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社にはA社B工場を退職後に入社し、臨時社員として勤務していた。今回、同社B工場及びC社で一緒に勤務していた同僚の名前をそれぞれ思い出したので、再度調査をして、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、A社B工場の臨時社員であったとして氏名を挙げた同僚3名は、同社B工場における厚生年金保険の加入記録が無いこと、同社B工場は、昭和 20 年から 36 年 7 月までの関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を水害により滅失してしまったとしており、申立人の同社B工場での勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認することができないこと、及び同社B工場において、28 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中から勤続 10 年以上の者 8 名に照会したところ、6 名から回答を得たが、いずれも申立期間①当時の臨時社員の厚生年金保険の加入取扱いについて記憶していない上、申立人を覚えている者もないことから、申立人の同社B工場における厚生年金保険の適用状況及び給与からの厚生年金保険料控除を確認することができないため年金記録の訂正は必要ないとして、また、申立期間②については、申立人が名前を挙げたC社の同僚は、申立期間②当時に申立人が同社に勤

務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が、同僚であったとして氏名を挙げた2名のうち1名については、同社において厚生年金保険の加入記録があるが、ほかの1名については、加入記録が無いこと、同社に勤務していた複数の元社員は、同社では従業員ごとに厚生年金保険の取扱いは異なっていたようだと証言していること、及び同社は50年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、現存しておらず、また、当時の総務担当者は既に死亡していることから保険料控除に係る証言を得ることができない上、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無く、申立人の同社における厚生年金保険の適用状況及び給与からの厚生年金保険料控除を確認することができないことから、年金記録の訂正は必要ないとして、申立期間①及び②について、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月19日付けで通知が行われている。

申立期間①について、今回の再申立てに当たり、申立人は、A社B工場と一緒に勤務したとする同僚の名前を新たに挙げていることから、オンライン記録において当該同僚と思われる同社の元社員に申立人の勤務実態について照会を行ったが、いずれの者からも申立人の勤務実態について証言を得ることができないため、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年4月1日に被保険者資格を取得した者のうち、前回照会を行った者を除き、連絡先の判明した者13名に申立人の勤務実態等について照会したところ、全員から回答を得た。これらの者は、いずれも自身は同社の正社員で、同日に同社に入社したと回答しており、このうち1名は、「申立人を知っている。私は、昭和28年4月にA社に正社員として入社し、1か月間の新入社員研修後、申立人が勤務していた職場に配属された。申立人は臨時社員としてD作業をしていた。申立人の在籍期間は覚えていないが、私と申立人が一緒に仕事をしていたことは確実である。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社B工場に臨時社員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記13名のうち、ほかの1名は、「私は、昭和28年4月1日から33年頃までA社B工場で厚生関係の業務を担当し、その後は厚生年金保険等の事務担当だった。同社では、厚生年金保険の扱いについて雇用形態によって異なる扱いをしており、正社員は採用日（試用期間を含む。）をもって全員が厚生年金保険に加入するが、臨時社員は厚生年金保険に加入できなかった。」と証言しており、ほかの複数の元社員も、「同社B工場では、正社員のみ厚生年金保険に加入し、臨時社員は厚生年金保険に加入できなかった。」と述べていることから判断すると、申立期間①当時、同社B工場では臨時社員について、厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

申立期間②について、今回の再申立てにおいて、申立人は、C社で一緒に勤務したとする同僚の名前を思い出したと述べているところ、申立人が名前を挙げた者のうち、1名は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた者のうち、オンライン記録において当該同僚と思われるC社の元社員に申立人の勤務実態について照会を行ったが、回答を得ることができないため、上記被保険者名簿において、申立期間②当時に被保険者記録のある者のうち、前回照会を行った者を除き、連絡先の判明した者19名に申立人の勤務実態等について照会したところ、14名から回答を得たが、いずれの者からも申立人の同社における勤務実態についての証言を得ることができなかった。

また、上記14名のうち1名は、「私は、C社で臨時社員として勤務していたことがある。同社では、厚生年金保険の取扱いについて雇用形態によって異なる扱いをしており、臨時社員の時は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している上、ほかの被保険者は、同社では、試用期間中（入社後3か月から6か月程度）は厚生年金保険に加入させない取扱いであった旨及び同社では試用期間、臨時社員など厚生年金保険に加入しない雇用形態があった旨の回答をしていることから、同社では、試用期間中及び臨時社員については、厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

このほかに、申立人から保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで
ねんきん特別便により、A社B事業所に勤務していた期間が脱退手当金として支給されていることを初めて知った。結婚のために同社を退職したが、年金記録によると、退職後1年4か月が経過した頃に脱退手当金を支給したこととなっているが、私には脱退手当金を受給した記憶が無い。退職時に会社から脱退手当金裁定請求書が交付されたが、未使用であった同請求書を提出するので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所の押印がある脱退手当金裁定請求書を提出し、当該請求書が未使用であることから、脱退手当金は受給していないと主張している。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 35 年 11 月 1 日）の前後 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 25 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、19 名に支給記録があり、うち 15 名が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されているほか、申立人を含め 2 名が資格喪失日から 1 年数箇月後に支給決定されているところ、申立人と同様に、1 年数箇月後に支給決定されている者（1 名）を含め複数の女性が、「会社は、脱退手当金の受給資格を持つ女性社員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失する際、裁定請求書用紙を漏れなく交付しており、請求手続もしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理

請求がなされた可能性が考えられる。

また、上記被保険者名簿には、申立人のA社B事業所での資格喪失日以降に行われた婚姻（昭和36年1月*日）に伴う氏名変更処理が、昭和37年2月13日に行われていることが記載されており、脱退手当金が同年3月30日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に併せて、氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 3 月 15 日から 55 年 7 月 4 日までの期間及び同年 7 月 7 日から 56 年 8 月 26 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月 15 日から 55 年 7 月 4 日まで
② 昭和 55 年 7 月 7 日から 56 年 8 月 26 日まで
③ 昭和 63 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

私が勤務していた申立期間①における A 社の給与額は、31 万 2,000 円ぐらいあった。昭和 54 年 4 月分及び同年 6 月分の給与支給明細書を所持しており、退職するまで給与額はほとんど変わらなかったと記憶している。支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私は社長との約束で給与額は 35 万円として、B 社に入社した。契約書等はないが、前職より低い給与額で転職することは無く、支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

申立期間③について、私は、A 社には昭和 63 年 10 月末日まで勤務していた。ねんきん定期便を見ると、同年 10 月が被保険者期間となっていない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に係る当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい

たと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が提出した昭和 54 年 4 月分及び同年 6 月分の給与支給明細書により、総支給額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることは確認できるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社の元事業主は、同社は既に倒産し、申立期間当時の資料は廃棄しており、厚生年金保険の届出、保険料の控除及び保険料の納付については不明であると回答している。

さらに、A社において、当該期間に被保険者記録がある複数の同僚に照会した結果、当時の給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

申立期間②について、B社は、当時の資料は既に廃棄しており、厚生年金保険の届出、保険料の控除及び納付について不明としているが、同社の総務担当者は保険料の控除について、「届け出た報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と述べている。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間②における標準報酬月額は 17 万円となっているところ、当時の事業主は、「申立人の給与は年俸制であり、賞与等で総額を合わせていたと思う。」と述べている。

さらに、B社において、当該期間に被保険者記録がある複数の同僚に照会した結果、当時の給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況を確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、A社に昭和 63 年 10 月 31 日まで勤務したと主張している。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録から確認できるA社の離職日は、昭和 63 年 10 月 29 日となっているところ、C健康保険組合の加入記録か

ら確認できる申立人の健康保険組合の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である同年10月30日となっており、両者の記録は一致している。

また、申立人が所持する昭和63年10月分の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額欄に金額の記載が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社における複数の同僚の氏名と、そのうちの1名で、自身は昭和 42 年 8 月頃から同社に勤務していたと供述している者が挙げた複数の同僚の氏名が一致することから、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 51 年 6 月 1 日（以下「新適日」という。）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていない上、申立人が記憶している複数の同僚及び元事業主は、いずれも新適日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、2名の同僚は、「私は、昭和 42 年からA社に勤務していたが、新適日前に給与から厚生年金保険料が控除されたことは無い。」と供述している上、2名のうちの1名は、「新適日前は、国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人は、「女性事務員から厚生年金保険の加入手続をするので、厚生年金保険被保険者証を提出するように言われた。」としている一方で、「面接の際に、健康保険についてはしばらく待つてほしいと話があったものの、6か月を経過しても健康保険被保険者証はもらえなかった。」と述べている。

このほか、A社は既に解散しており、元事業主は連絡先が不明のため、

当時の状況を聴取することができない上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料等を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7434 (事案 6393 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 37 年 11 月 22 日まで
前回の第三者委員会の審議結果は、私が A 社に勤務していた期間の厚生年金保険については、脱退手当金として受給していないとは認められないとして、記録の訂正は必要でないと判断された。

今回、新たな事情として、申立期間当時の上司の名前を思い出したので、再度調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、i) 支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 38 年 2 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人とほぼ同時期に A 社を退職し、脱退手当金の受領を認めている複数の同僚が、事業主による代理請求が行われた旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、当時の上司の名前を挙げているほか、関連資料として、申立人の改製原戸籍謄本及び日本年金機構のチラシを提出しているが、申立人は、上司の姓しか記憶していないことから、当該上司を特定できないため、申立人の脱退手当金について証言が得られないほか、申立人が提出した改製原戸籍謄本及び日本年金機構のチラシでは、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを確認できる資料とはならないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料と

は認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7435

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 11 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、私が A 社 B 支店に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることになっている。
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 4 月 11 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の支給記録のある複数の者が、「同社では、従業員に対して脱退手当金についての説明及び受給手続を行っていた。」と供述しているほか、申立人と同じく同社 B 支店に勤務していたとする者は、「退職の際、脱退手当金受給のために必要書類に記入押印し、本社に提出して受給した。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」に丸印が付されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 7 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。